農地は、食料の安定供給にとって不可欠な資源であると同時に、農業生産が行われることで多面的機能が発揮されていることから、国民の貴重な財産として守られるべきものである。しかしながら、農業や農村の衰退とともに、農地面積の減少が続き、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地が年々増加している。

「食料・農業・農村基本計画」においては、「耕作放棄地の解消に向けて、再生利用の取組に対する支援を実施するとともに、関連施策を必要に応じて活用する。これと併せて、平成21年に改正された農地制度において新たに設けられた農業委員会の役割強化による調査・指導や、所有者が判明しない遊休農地について利用権を設定できる仕組み等を適切に運用し、遊休農地解消に向けた取組を推進する。これらの取組を主体として、農用地区域を中心に耕作放棄地の再生・有効利用と発生の抑制を図る。」とされており、農業委員会による農地の利用の状況についての調査や耕作の目的に供されていないなどの農地について農業上の利用の増進を図るための指導等、耕作放棄地の位置と状況の把握を目的とした「耕作放棄地全体調査(荒廃した耕作放棄地等の状況調査)」、耕作放棄地の再生利用の支援を目的とした「耕作放棄地再生利用緊急対策(耕作放棄地再生利用交付金)」といった取組が行われている。

また、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、平成28年度までに、「土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」とされ、このための取組・方策の一つとして、「農地法の遊休農地解消措置を徹底活用する。」とされている。

ア 農地法に基づく遊休農地に関する措置 【制度の概要】

農業委員会は、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定に基づき、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査(以下項目1(2)及び(5)において「利用状況調査」という。)を行わなければならないとされている。また、農業委員会は、同条第3項の規定に基づき、利用状況調査の結果、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(①の農地を除く。)のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとするとされている。

農業委員会による指導を受けた農地が、当該指導後においてもなお相当期間農業上の利用の増進が図られない場合や、その所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明した場合等には、農業委員会は、当該農地が遊休農地である旨の通知を行い(農地法第32条)、通知を受けた遊休農地の所有者は、通知のあった日から起算して6週間以内に、遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならないとされている(同法第33条第1項)。また、届け出られた計画の内容が当

表 1-(2)-①

表 1-(2)-②

表 1-(2)-③

表 1-(2)-④

該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認められる場合や、届出 がない場合等には、農業委員会は、遊休農地の所有者に対し、当該遊休農地の農業 上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することとされてい る (同法第34条第1項)。

このような遊休農地に対する利用促進措置に関する規定は、平成21年6月に公布 (同年12月施行) された農地法等の一部を改正する法律による農地法の改正で設け られたものである。

農林水産省は、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知) により、利用状 況調査の実施方法や、農地法第30条第3項の指導の指導方法及び指導内容等を具体 的に示している。また、同省では、「農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状 況調査」により、各農業委員会における利用状況調査や農地法第30条第3項の指導 等の実施状況を把握しており、その結果、取組の改善が必要と認められる農業委員 会に対しては、都道府県を通じて指導・助言を行っている。

【調査結果】

(7) 利用状況調査の実施状況

今回、28 農業委員会における平成 22 年度の利用状況調査の実施状況を調査した 結果、以下のような状況がみられた。

① 調査した 28 農業委員会のうち、平成 22 年度の利用状況調査において、当該 | 表 1-(2)-⑤ 農業委員会の区域内にある農地の全てを調査対象とせず、その利用状況を把握 していない農地があるものが10委員会みられた。

また、当該農業委員会の区域内にある農地の面積に占める利用状況調査を実 施した面積の割合(調査実施率)をみると、この10委員会のうち、調査実施率 が 50%未満のものは2委員会(秋田市農業委員会及び富田林市農業委員会)と なっている。

- i 秋田市農業委員会では、平成22年度の利用状況調査において、実施体制が 農業委員25人、事務局職員8人と脆弱であるとして、その区域内にある農地 を3年間で全て調査することとしたため、22 年度は管内農地面積 9,290.0ha のうち、22 年 10 月の5日間で3,150.0ha しか調査していない (調査実施率は 33.9%)
- ii 富田林市農業委員会では、平成22年度の利用状況調査において、管内を6 地区に分け、22 年4月、9月、10 月及び11 月にそれぞれ1日程度、計4地 区を調査しているが、事務局職員が実働2名であり、全筆を実地調査する時 間がないとして、利用状況調査では、あらかじめ農地パトロールによる巡視 で農地法第30条第3項第1号又は第2号の農地に該当する可能性があるとし たものに限定して現地確認を行っていること、また、残り2地区を23年度に 調査することとしたため、22 年度は管内農地面積 686.0ha のうち 3.6ha しか 調査していない(調査実施率は0.5%)。

(イ) 農地の農業上の利用の増進を図るための指導の実施状況

また、28 農業委員会における平成22 年度の利用状況調査の結果に基づく農地法 第30条第3項の指導の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

② 調査した 28 農業委員会のうち、平成 22 年度の利用状況調査において把握し た農地法第30条第3項の指導の対象となる農地について、当省の調査時点(平 成 23 年 10 月~12 月) で全て指導を行っていたものは7委員会にとどまってお り、未指導の農地があったものが 12 委員会、全ての農地について指導を行って いなかったものが9委員会みられた。

また、当該農業委員会が把握した農地法第30条第3項の指導の対象となる農 地の面積に占める指導を行ったものの面積の割合(指導率)をみると、未指導 の農地があった12農業委員会のうち、指導率が50%未満のものは8委員会とな っている。

全ての農地について指導を行っていなかった9農業委員会についてその理由 を調査したところ、i)山間部の条件不利地で鳥獣被害等もある農地の指導は 難しく、指導方法や指導内容が決まっていないためとしているものが4委員会、 ii) 当該農地の所有者に対し意向確認や啓発を行い、その経過を見守っている ためとしているものが3委員会、iii)調査結果の取りまとめなど指導の準備中 のためとしているものが1委員会、iv)全ての農地の遊休化の原因を把握して おらず、また、耕作放棄とその解消が繰り返されているものもあることから、 踏み込んだ法的指導が難しいためとしているものが1委員会となっている。

同様に、未指導の農地があった12委員会についてその理由を調査したところ、 指導方法や指導内容が決まっていないためとしているものが5委員会と最も多 くみられた。また、調査結果の取りまとめなど指導の準備中のためとしている ものが1委員会、当該農地の所有者に対し意向確認や啓発を行い、その経過を 見守っているためとしているものが1委員会みられた。そのほかに、指導の対 象となる農地の件数が 7,578 筆(面積は計 715.0ha) と多く対応できないためと しているもの(指導率は7.1%)が1委員会、当該農地の所有者と連絡が取れな いためとしているものが3委員会みられた(一つの農業委員会が複数の理由を 挙げている場合がある。)。

なお、上記の「指導方法や指導内容が決まっていないため」としている計9 委員会の中には、その理由として、遊休化している農地は山間部の条件不利地 で鳥獣被害等もあるため耕作再開が見込めない旨を挙げているものが4委員会 | 表1-(2)-⑦ みられた。また、「所有者と連絡が取れないため」としている3委員会の中には、 当該理由により指導率が4割程度にとどまっているものが1委員会みられた。

表 1-(2)-⑥

- 「農地法の運用について」では、当該農地の所有者による耕作再開や地域の 認定農業者等への利用集積が見込まれず、かつ当該農地を利用する者が直ちに は見込まれない場合の農地法第30条第3項の指導の指導内容について、基盤強 化法第 11 条の 12 の農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出 (注) を行 うこと等を指導することとされている。
 - 農地所有者代理事業を行う農地利用集積円滑化団体が、その事業実施地域に存する 農用地等の所有者から農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあった場合は、

正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならないとされている(基盤 強化法第11条の12)。

調査した 28 農業委員会のうち、平成 22 年度の利用状況調査において把握した農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となる農地の全てについて当該指導を行っていなかった 9 委員会を除く 19 委員会について、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を行うことを当該農地の所有者に対して指導した実績があるかどうか調査(平成 24 年 5 月)したところ、22 年度に当該指導を行い、その結果申出が行われたものが 1 委員会でみられた。また、平成 24 年度に当該指導を実施したいとしているものも 1 委員会みられた。一方、耕作条件が不利な農地や荒廃が進んでいる農地について農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任を行っても借り手が見付からないと認識しているなどとして、申出を行うよう指導することに消極的なものが 6 委員会みられた。

表 1-(2)-(8)

農地利用集積円滑化団体は、その農地利用集積円滑化事業規程において、農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、都道府県、市町村、農業委員会、他の農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、農業協同組合、普及指導センター、都道府県青年農業者等育成センター、地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関等と十分連絡及び調整を図る旨規定していること(農林水産省経営局長通知「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」の別添2「農地利用集積円滑化事業規程例」第4条第1項)から、例えば当該農地の借り手の掘り起こしに当たっても、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業の機能を積極的に活用した方が、より広範かつ多様な借り手の掘り起こしが期待でき、有効なのではないかと考えられる。

④ 調査した 28 農業委員会のうち、平成 22 年度の利用状況調査において把握した農地法第 30 条第 3 項の指導の対象となる農地の全てについて当該指導を行っていなかった 9 委員会を除く 19 委員会について、当該指導を行った農地の面積のうち、当省の調査時点(平成 23 年 10 月~12 月)で当該指導により農業上の利用の増進が図られたものの面積の占める割合(改善率)をみたところ、指導率が 100%の 7 委員会のうち、農業上の利用の増進が図られたかどうかまだ把握していなかった 1 委員会を除く 6 委員会では、改善率が最も高いもので 27.6%、最も低いもので 1.6%と、指導率が 100%の農業委員会でも当該指導がなかなか改善につながっていない状況がうかがわれる。

なお、改善率が 100%のものが 3 委員会みられるが、これらはいずれも指導率 が低調 (7.1%、17.4%、21.8%) で、当該指導そのものが全体的に進んでいな いものである。

農地法第30条第3項の指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られなかった農地がみられる理由について、調査した農業委員会の中には、当該農地の所有者が高齢のため耕作できないこと、当該農地が耕作条件不利地であることや荒廃が進んでいることなどを挙げているものもみられる。しかしながら、これらの事情は当該指導を行う時点である程度は判明していたと考えられ、例え

表 1-(2)-9

ば、当該農地の所有者が高齢のため耕作できないのであれば、地域の認定農業 者等への当該農地の貸付けや農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出 を行うことを指導するなど、それぞれの事情をよく踏まえたきめ細やかで実効 ある内容の指導が当該農業委員会において行われるべきだったと考えられる。

なお、調査した28農業委員会においては、平成22年度に農地法第32条の「遊 休農地である旨の通知」又は「農業委員会に過失がなくて通知を受けるべき遊 休農地の所有者を確知することができないときの遊休農地である旨の公告」を 行った実績はない。

イ 耕作放棄地再生利用対策

(7) 耕作放棄地全体調査(荒廃した耕作放棄地等の状況調査)

【制度の概要】

農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)に基づく国の「農 用地等の確保等に関する基本指針」(平成22年6月11日)において、「平成32年 の確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積の目標」として、「現状(平成 21 年 407 万 ha) よりも 8 万 ha 増の 415 万 ha」が設定されており、当該目標を達 成するためには、荒廃した耕作放棄地を平成32年までに10万 ha 再生することが 必要と想定されている(「農用地区域内農地面積の目標について」における施策効 果)。

荒廃した耕作放棄地を再生利用するための取組として、農林水産省は、耕作放 棄地を解消するためには、それぞれの耕作放棄地の状況に応じたきめ細かな対策 が必要であることから、都道府県及び市町村・農業委員会の協力の下、その位置 と状況を把握することを目的として、「耕作放棄地全体調査要領」(平成 20 年 4 月 | 表 1-(2)-⑩ 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知。以下項目 1(2)において 「全体調査要領」という。) により、平成20年度から、市町村と農業委員会とが 協力して現況が耕作放棄地となっている農地を対象に荒廃の状況等を把握する現 地調査(耕作放棄地全体調査。以下項目1(2)において「全体調査」という。)を実 施している。

全体調査は、市町村と農業委員会がそれぞれの業務の一部として、互いに連携 して行うものとされている。平成20年度の第1回目は、現地調査により、荒廃し た耕作放棄地の位置を把握し、その状況に応じて、①人力・農業用機械で草刈り・ 耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地(緑)、② 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗きょ排 水、客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地(黄) 及び③森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込ま れる土地(赤)に区分(地図で色分け)し、農林水産省は、その結果を集計・公 表している。

平成22年9月16日付けの全体調査要領の改正により、全体調査の中に「耕作 放棄地解消計画の策定」が盛り込まれ、引き続き現況が耕作放棄地となっている 農地を対象に荒廃の状況等を把握する現地調査を実施するとともに、把握した耕 作放棄地に係る解消計画(耕作放棄地解消計画。以下項目1⑵において「解消計

表 1-(2)-(1)

画」という。)を定め、耕作放棄地解消に向けた取組を推進するものとされた。また、平成23年11月8日付けの全体調査要領の改正により、現地調査は農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査(同条第3項第1号に掲げる農地に係るものに限る。)をもってこれに代えることとされ(注)、利用状況調査の中で、①過去の調査により把握されている耕作放棄地の現状確認、解消及び新たな営農の推進等の状況並びに②新たな耕作放棄地の発生状況を把握することとされた。

(注) 農地法第30条第3項各号の農地と全体調査における「荒廃した耕作放棄地」との関係 農地法第30条第3項第1号の「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕 作の目的に供されないと見込まれる農地」は、全体調査における①人力・農業用機械で草 刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地(緑)及び ②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗きょ排水、客 土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地(黄)の合計と一致 するものである。

一方、農地法第30条第3項第2号の「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(第1号に掲げる農地を除く。)」は、全体調査で把握すべき「荒廃した耕作放棄地」には含まれない。また、全体調査における③森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地(赤)は、農地法第30条第3項各号の農地には該当しない。

なお、農地法における「遊休農地」は、同法第32条の通知又は公告をもって初めて「遊休農地」として確定されるものである。

なお、農林水産省は、平成24年度から全国各地で人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成が進められていることなどを踏まえ、24年12月26日付けで全体調査要領の改正を行い、解消計画を廃止している。また、現地調査について、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する利用状況調査と併せて実施することとされた(ちなみに、今回の全体調査要領の改正を機に、全体調査の名称及び「荒廃した耕作放棄地」の用語が「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」及び「荒廃農地」にそれぞれ改められたところである。)。

【調査結果】

今回、35 地方公共団体(注)における平成20年度から22年度までの全体調査の 実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

- (注) 全体調査要領では、全体調査は市町村と農業委員会が連携して行うものとされているが、これら 35 地方公共団体においては、①市町村が主体となって実施しているもの、②農業委員会が主体となって実施しているもの及び③市町村と農業委員会が共同で実施しているものがそれぞれみられた。
- ① 全体調査の調査範囲は当該地方公共団体の区域内の全ての農地とされ、「現況が耕作放棄地となっている農地」が調査対象とされているが、i) 現地調査時に作付けがされていなくても、作付けが予定されているもの(農作物の共済加入農地、調整水田等の不作付地、土地改良通年施行対象農地)、ii) 農地基本台帳上、既に森林・原野化している土地に区分されているもの(「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」(平成18年1月6日付け17農振第1477号農林水産省経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官連名通知)に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記された記録があるもの)及びiii) 採草放牧地については、原則として調査対象外とされている(農林水産省

「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等)。

調査した 35 地方公共団体のうち、平成 20 年度の第1回目の全体調査におい て、当該地方公共団体における人員・予算・時間上の制約があることからその 区域内の全ての農地を調査することができず、現況を十分に把握できなかった ものが 12 地方公共団体みられた(「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等に照ら| し調査対象外農地やこれに準ずると考えられる農地に該当するものを調査範囲 から除外している場合は、当該地方公共団体に含めていない。)。その中には、 i) 市内全ての農地を現地調査することは物理的にも不可能であるためとして、 問題があると農業委員が判断した農地及び農地パトロールで耕作放棄が認めら れた農地に調査範囲を限定したため、管内農地面積に比べてごく限られた面積 しか現地調査していないもの、ii)現地調査の実施に要する要員や費用、時間 等の負担が多大であるとして、同じ平成20年度に実施していた「耕作放棄地再 生利用推進事業」による調査結果を県に報告したことをもって現地調査の実施 に代えたことから、調査範囲が特定の地域に限定されたため、耕作放棄地の把 握が必ずしも十分ではなかったものもみられた。同様に、平成21年度の全体調 査や 22 年度の全体調査においても、一部の地方公共団体において調査範囲を限 定している状況がみられた。

表 1-(2)-①

地方公共団体の協力の下で実施されている全体調査において、現地調査等に係る人員・予算・時間上の制約から、その区域内の全ての農地を調査範囲とすることが困難な地方公共団体がみられるのはやむを得ないことではあるものの、全体調査の調査結果が耕作放棄地解消のための取組の基礎データとして重要であることに鑑みれば、それぞれの地方公共団体において可能な限りその区域内の全ての農地を調査範囲とし、当該調査結果のより高い精度の確保に努めることが望まれる。

② 解消計画は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、市町村が農業委員会と連携して策定するもので、i)市町村名、地区名(大字名)、ii)耕作放棄地面積、iii)農地法に基づく指導内容等、iv)解消分類(営農再開、基盤整備後営農再開、保全管理)、v)解消主体、vi)解消内容(作付け作物等)及びvii)解消に向けた実施計画(各年度の実施内容、活用事業)の各事項を記載することとされていた(平成23年11月8日付けの全体調査要領の改正により、解消計画の記載事項のうちi)解消主体、ii)解消内容(作付け作物等)及びiii)解消に向けた実施計画(各年度の実施内容、活用事業)が「解消に向けた取組内容」に集約され、年度別の取組計画も必要に応じて記載することとされた。)。

調査した地方公共団体における平成22年度の解消計画の策定状況や、解消計画を策定していた地方公共団体について当該解消計画の策定内容をみたところ、i)当該地方公共団体の区域内に耕作放棄地があるにもかかわらず、解消計画を策定していなかったものや、ii)「解消に向けた実施計画(各年度の実施内容、活用事業)」を空欄のままとしているほか、「解消内容(作付け作物等)」には導入作物、放牧、区画整理、景観作物の植栽等の解消内容を記載すべきと

ころ全て「保全管理又は耕作」としているなど、解消計画が実効ある内容とな っていないものがみられた(ちなみに、これらの事例については、その後、解 消計画の策定に向けた地域での話合いが進められていること、耕作放棄地解消 のための取組として市外からの農業参入等の促進を検討していることなどが確 認された。)。

前述のとおり、平成 24 年 12 月 26 日付けの全体調査要領の改正により解消計 画は廃止されたが、耕作放棄地解消のための取組自体は、今後もそれぞれの地 方公共団体において、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成等を 通じて計画的かつ効果的に行われることが望まれる。

(イ) 耕作放棄地再生利用緊急対策 (耕作放棄地再生利用交付金) 【制度の概要】

農林水産省は、耕作放棄地の再生利用を図るためには、地域の実情に精通した | 表 1-(2)-(3) 多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が必要であ ることから、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農 地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支 援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」(以下項目1(2)において「緊急対策」とい う。) を平成21年度予算で創設しており、25年度まで実施することとしている。

緊急対策は、都道府県耕作放棄地対策協議会(以下項目1(2)において「都道府 県協議会」という。)及び地域耕作放棄地対策協議会(以下項目1⑵において「地 域協議会」という。) が実施主体となり、耕作放棄地再生利用交付金(以下項目1 (2)において「再生利用交付金」という。)を交付して、耕作放棄地を再生利用する 取組やこれに附帯する施設等の補完整備を推進するものである。また、再生利用 交付金は、国から交付された再生利用交付金を基に都道府県協議会で再生利用基 金を造成し、当該基金から、地域協議会を通じて、再生利用に取り組む農業者等 に再生利用交付金を交付する仕組みとなっている。

【調査結果】

① 農林水産省は、その政策評価において、「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の 目標値を設定している。具体的には、「農用地等の確保等に関する基本指針」に おいて、「平成32年の確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積の目標」 の 415 万 ha を達成するためには、荒廃した耕作放棄地を平成 32 年までに 10 万 ha 再生することが必要と想定されていることを踏まえ、当該目標値を「10万 ha (累計)」とし、これを32年までに達成することとしている。また、この10万 ha のうちの 3 万 ha について、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間で緊急対策 等により解消されるものとして、22 年度から 26 年度までの各年度の目標値を全 て「6,000ha」としている。

しかしながら、農林水産省は、緊急対策単独による「荒廃した耕作放棄地の 解消面積」の目標値は設定していない。その理由について、同省では、荒廃し た耕作放棄地を再生利用するための取組としては、緊急対策のほかにも、例え ば国の「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業」や「農山漁村活性化プロジ

エクト支援交付金」などがあり、また、都道府県や市町村でも、耕作放棄地の 解消を目的とした独自の施策を実施しており、さらには、農地法に基づく遊休 農地に関する措置や農業者戸別所得補償制度の再生利用加算など、これらの取 組の相乗効果によって荒廃した耕作放棄地の再生利用が実現している実態にあ るとしている。そのため、緊急対策単独での目標を設定することは困難である としている。これに加え、同省では、再生利用交付金は荒廃した耕作放棄地を 引き受けて営農再開に取り組む者を確保した上でその者による再生作業等を支 援するために交付されるものであり、当該耕作放棄地の引受け手の確保や再生 利用に関する貸し手との合意形成等の動向によって再生利用交付金に基づく事 業の実施状況が大きく左右されるため、これらの調整活動等の動向を考慮せず に緊急対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の目標値をあらかじめ設 定することは非現実的であるとしている。

緊急対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」は、平成21年度で1,040ha、 22 年度で 1,136ha、23 年度で 1,180ha と一定の実績が上がっているが、当該解 消面積に係る目標値が設定されていないため、これらの実績が十分な水準に達 しているのかどうか検証することができないこととなっている。

緊急対策の検証について、当該対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」 の目標値を設定してその達成度合いを把握・分析する手法は取り難いとしても、 緊急対策の成果や課題を踏まえて、今後の対策の内容を検討するとともに、引 き続き実施状況を毎年度点検することが重要である。

② 今回、10 道府県の10 都道府県協議会及び19 市の19 地域協議会における平成 21 年度及び 22 年度の再生利用交付金に係る事業の実施状況を調査した結果、調 査した 19 地域協議会のうち、21 年度及び 22 年度の2か年で再生利用交付金に 係る事業の実績が全くないものが5地域協議会みられた。その原因・理由につ | 表 1-(2)-⑩ いて、5地域協議会では、

- 再生利用交付金を利用したいとの意向を持っている農業者はいるものの、 自己負担分の資金確保のめどが立たず利用するまでに至っていないこと、ま た、再生利用する耕作放棄地のみならず、その周辺の暗きょ等の整備を行わ なければ当該耕作放棄地を利用できないことが多いため、関係者の協力を得 ることと当該整備に要する費用の確保が課題であること、
- 耕作放棄地は山間部に多く小規模区画農地が連坦しているため、再生利用 しようとしても全地権者の同意を得ることが困難であることと、再生利用に 要する費用についても地元負担の同意を得ることが困難であること、
- ・ 荒廃した耕作放棄地に多額の費用を掛けてまで再生して利用しようとする 需要がないこと、
- 市独自の遊休農地の活用施策を実施しており、限られた予算及び人員の中 で、より現実的で効果が高いと考えられる市の施策を優先的に実施している こと、
- 地元の農業協同組合、農事組合、農業共済組合等に対して再生利用交付金 について周知したものの、十分に浸透していなかったのではないかと考えら

れること、また、再生利用交付金に関する相談の際に、農家から「交付対象が農用地区域内農地に限定されている」、「再生作業に対する交付額が 10 a 当たり5万円しかない」、「交付申請書の作成が煩雑である」などの相談が寄せられており、再生利用交付金の利用を検討したものの結局断念した農家も多いのではないかと考えられること

などとしている。

緊急対策の検証に当たっては、当該対策の成果や課題を把握・分析するため、 このような地域協議会における再生利用交付金に係る事業の取組の実態に関す る情報も積極的に活用することが重要である。

【所見】

したがって、農林水産省は、農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地 再生利用対策の適正かつ効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要があ る。

- ① 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。また、利用状況調査の結果を踏まえて行う、農地の農業上の利用の増進を図るための指導については、当該農地の所有者が自ら耕作を行うか、自ら耕作を行うことが困難な場合は地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を行うよう指導を徹底するとともに、当該指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られない場合は農地法第32条の遊休農地である旨の通知又は公告等の措置の実施を徹底して農業上の利用の増進に向けた取組の実効性が上がるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。
- ② 全体調査(現「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」)について、調査結果が 耕作放棄地解消のための取組の基礎データとして重要であることに鑑み、現地調査 等の際に必要なデータが適確に把握されるよう、都道府県を通じて市町村・農業委 員会に対し要請すること。

あわせて、今後人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成等を通じて計画的な耕作放棄地解消のための取組を進める場合には、その実施状況を踏まえ、都道府県を通じて市町村に対し適切に指導を行うこと。

③ 緊急対策について、各地域協議会における具体的な取組の実態や、当該対策の成果や課題を踏まえて、今後の対策の内容を検討するとともに、引き続き実施状況を 毎年度点検すること。

表 1‐(2)‐① 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)における遊休農地に関する措置に係る規定(関係条文抜粋)

(利用状況調査及び指導)

- 第三十条 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査(以下「利用状況 調査」という。)を行わなければならない。
- 2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。
- 3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があると <u>きは、その農地の所有者</u>(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合 には、その者及びその農地の所有者。第三十二条において同じ。)<u>に対し、当該農地の農業上の利用の増進</u> を図るため必要な指導を<u>するものとする。</u>
 - 一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
 - 二 <u>その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認め</u> られる農地(前号に掲げる農地を除く。)
- 4 前項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

(農業委員会に対する申出)

- 第三十一条 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を 農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。
 - 一 その農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地 改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体
 - 二 その農地の周辺の地域において農業を営む者(その農地によつてその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。)
- 2 農業委員会は、前項の規定による申出があつたときは、当該農地についての利用状況調査その他適切な 措置を講じなければならない。

(遊休農地である旨の通知等)

- 第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、 当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十条第三項各号のいずれに該 当するかの別を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知す ることができないときは、その旨を公告するものとする。
 - 一 <u>第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の</u>利用の増進が図られない場合
 - 二 第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されている ことを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上 の利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合
 - 三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることができない場合

(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

- 第三十三条 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者 (当該遊休農地について所有権以外の権原に 基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。) <u>は、</u>農林水産省令で定 める事由に該当する場合を除き、<u>当該通知があつた日から起算して六週間以内に、</u>農林水産省令で定める ところにより、<u>当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければなら</u>ない。
- 2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化 促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるとき は、同法第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三条の 二の規定を適用する。

(勧告)

- 第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当 の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告する ものとする。
 - 一 <u>前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合</u>
 - 二 前条第一項の規定による届出がない場合
 - 三 <u>前条第一項の規定による届出に係る計画に従って当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認</u>める場合
- 2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

- 第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地について前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人(農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。)で農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「農地保有合理化法人等」という。)のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。
- 2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があった日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。
- 3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(調停)

- 第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の 規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以 内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき 必要な調停をなすべき旨を申請することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該 勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項 の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林 水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権(農 地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。)の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

- 第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

- 第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。
- 2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積
 - 二 特定利用権の内容
 - 三 特定利用権の始期及び存続期間
 - 四 借賃
 - 五 借賃の支払の方法
- 3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によって定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

- 第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
- 2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。
- 3 民法第二百七十二条ただし書(永小作権の譲渡又は賃貸の禁止)及び第六百十二条(賃借権の譲渡及び 転貸の制限)の規定は、前項の場合には、適用しない。

(所有者等を確知することができない場合における遊休農地の利用)

- 第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地(第三十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二条の規定による通知がされなかつたものに限る。)を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。
- 2 第三十九条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
- 4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。
- 5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。
- 6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。
- 7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

(措置命令)

- 第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講じべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
 - 一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確知することができないとき。
 - 三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。
- 5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第 五条及び第六条の規定を準用する。
- 第六十六条 第四十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- (略)
- 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-② 「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)における遊休農地に関する措置に係る規定(抜 粋)

第3 遊休農地に関する措置

法第1条に規定する目的及び法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏ま え、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい。

1 法第30条第1項関係

法第30条第1項の利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)は、次の事項に留意されたい。

(1) 実施時期

利用状況調査については、あらかじめ実施期間を明確にしておくこと。

(2) 調査の方法

- ア 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。
- イ 農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査 すること。
- ウ 農地に関する情報、既存の調査結果、調査図面等を活用するものとし、例えば、所有権に関する仮登記上の権利が設定されている農地(以下「仮登記農地」という。)、法第3条第3項に基づき権利が設定されている農地等特に注意して調査すべき地域又は農地を明確にして調査すること。
- エ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨を図面等に記録すること。
- 2 法第30条第3項関係

農業委員会の指導は、次の事項に留意されたい。

- (1) 対象農地
 - ア 法第30条第3項第1号は、
 - (ア) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去1年以上作物の栽培が行われていないことをいう。
 - (イ) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、当該農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。以下同じ。)の農業経営に関する意向のほか、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為(以下「維持管理」という。)が行われているかにより判断すること。
 - イ 法第30条第3項第2号の「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に 比し著しく劣つていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方 法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物(ウメ、クリ等を含む。)がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

- (2) 指導方法
 - ア<u>農地の所有者に対して、利用状況調査等の結果を伝え、その耕作の再開についての考え方等の意向を</u><u>確認した上で、耕作の再開等を指導すること。</u>なお、指導を行ったときは、その都度、経過が分かるよう記録すること。
 - イ <u>アの意向確認の結果、耕作する意思が明確でない又は耕作の再開が見込まれない場合には、あらかじめ法第32条の遊休農地である旨の通知を行う期日</u>(以下単に「期日」という。)<u>を定め、原則として</u>書面により指導を行うこと。
 - ウ 書面で指導を行う場合は、次の事項を記載した書面を農地の所有者に交付すること。
 - (ア) アの指導を開始した年月日
 - (イ) 法第30条第3項の規定に基づく指導である旨
 - (ウ) 指導を行う農業委員の氏名
 - (エ) 農業上の利用を図るべき旨の指導
 - (オ) 期日
 - 工 <u>口頭で指導を行う場合は、ウの事項を農地の所有者に明らかにした上で指導を開始するとともに、</u> 期日が到来する1月前までに、期日到来が迫っている旨の農業委員会長名の書面を交付すること。
- (3) 指導内容
 - ア <u>農地の所有者が自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合(一部作業を委託する場合を含む。)</u>

イ <u>農地の所有者自らが耕作を行うことが困難と判断され、地域の認定農業者等への利用集積が見込ま</u> れる場合

<u>地域の</u>認定農業者等への当該農地の貸付け等を指導するとともに、相手方の紹介、あっせん等を実施すること。

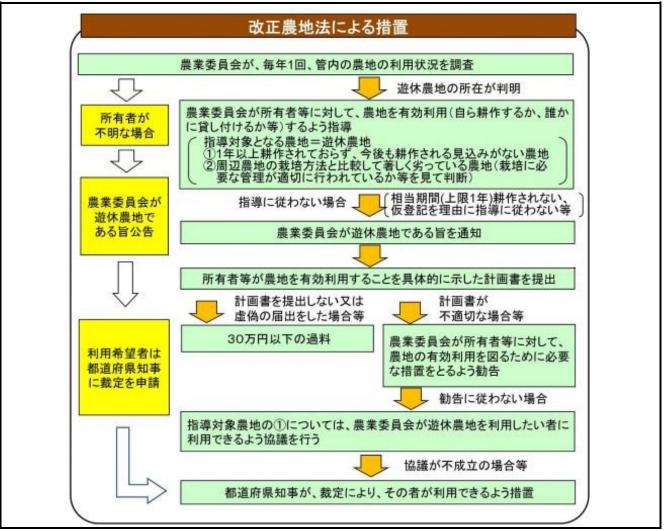
- ウ ア及びイが見込まれない場合
 - (7) 周辺地域に畜産農家が存在し、農地の所有者との連携による放牧が見込まれるとき

- 畜産農家と連携した放牧を指導すること。
- (イ) 市民農園等による利活用が見込まれるとき 市民農園等による利活用を指導すること。
- (ウ) 農業に意欲のあるNPO法人、農業協同組合、地場の会社等による利用が見込まれるとき これらの者への貸付け等を指導すること。
- (エ) <u>当該農地を利用する者が直ちには見込まれないとき</u> <u>利用する者が確保されるまでの間、維持管理を行うこと、基盤法第11条の12の農地利用集積円</u> <u>滑化団体等に貸付けの委任の申出を行うこと等を指導すること。</u>

(4) その他

- ア 農地の所有者が疾病又は負傷による療養、災害等のやむを得ない事由により耕作を行うことができない場合には、これらの事由が解消した後速やかに指導を開始すること。
- イ 仮登記農地は、将来の所有権移転を内容とする売買契約が既に締結されていること等から、仮登記 農地の所有者にこれを有効に活用しようとする意識が極めて乏しい等遊休農地の解消に支障を来たす おそれがあることから、指導に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (ア) 仮登記農地の所有者に対して、所有権は仮登記の登記権利者(以下「仮登記権利者」という。) ではなく、仮登記農地の所有者にあることの説明を徹底すること。
 - (イ) 必要に応じて仮登記権利者に対しても、当該農地について農業上の利用の増進が図られる必要がある旨を伝えること。
 - (ウ) 仮登記農地の貸付けをあっせんするに当たり、農地が返還されなくなるのではないかという仮登 記農地の所有者の懸念を払拭するため、期間満了に伴って農地が返還される仕組みとなっている基 盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等を行うこと。
 - (エ) (ウ)の利用権の設定等に当たっては、基盤法第18条第3項による同意が必要となる者の中には仮登記権利者は含まれないことに留意するとともに、改めて、仮登記権利者に対しては、当該農地は農業上の利用の増進が図られる必要がある旨を周知すること。
 - (オ) (ウ)の借受者に対しては、当該農地に仮登記が付されている旨を事前に示しておくこと。
- (注)下線は当省が付した。

表 1-(2)-③ 平成 21 年改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の流れ



(注)農林水産省の資料による。

表 1-(2)-④ 遊休農地に関する措置の実績(平成 22 年)

(単位: 件、ha)

	指	道	通	知	 動	Z:件、ha) 告
都道府県名	件数	面積	件数	面積	件数	面積
 北海道	1, 157	1, 941. 1	0	0.0	0	0.0
青森県	1, 612	504. 4	2	2. 0	2	2. 0
岩手県	1, 765	757. 7	0	0.0	0	0.0
宮城県	801	146. 9	0	0.0	0	0.0
秋田県	352	103. 0	0	0.0	0	0.0
 山形県	688	76. 9	0	0.0	0	0.0
福島県	236	50. 4	0	0.0	0	0.0
	1,005	108. 1	0	0.0	0	0.0
	138	17. 1	0	0.0	0	0.0
群馬県	413	42. 9	0	0.0	0	0.0
埼玉県	1, 765	125. 0	0	0.0	0	0.0
<u> </u>	328	53.8	0	0.0	0	0.0
	143	7. 0	0	0.0	0	0.0
神奈川県	1, 123	102. 7	0	0.0	0	0.0
山梨県	87	3. 4	0	0.0	0	0.0
	454	79. 2	0	0.0	0	0.0
—————————————————————————————————————	9	1. 2	0	0.0	0	0.0
新潟県	142	23. 2	0	0.0	0	0.0
富山県	213	34. 4	0	0.0	0	0.0
 石川県	213	30. 5	0	0.0	0	0.0
福井県	603	78. 2	0	0.0	0	0.0
岐阜県	265	24. 0	0	0.0	0	0.0
	1,855	185. 7	0	0.0	0	0.0
三重県	1, 655	8.8	0	0.0	0	0.0
	57	4. 7	0	0.0	0	0.0
京都府	201	21. 8	0	0.0	0	0.0
大阪府	1, 029	66.8	0	0.0	0	0.0
兵庫県	1, 688	168. 1	0	0.0	0	0.0
奈良県	952	66. 1	0	0.0	0	0.0
和歌山県	162	26. 9	0	0.0	0	0.0
鳥取県	160	15. 3	0	0.0	0	0.0
島根県	13	7. 6	0	0.0	0	0.0
岡山県	1, 327	109. 1	0	0.0	0	0.0
広島県	392	36. 3	0	0.0	0	0.0
山口県	1	0. 1	0	0.0	0	0.0
徳島県	603	54. 5	0	0.0	0	0.0
香川県	1,090	213. 2	0	0.0	0	0.0
愛媛県	136	12. 8	0	0.0	0	0.0
高知県	362	21. 5	0	0.0	0	0.0
福岡県	5, 216	522.8	0	0.0	0	0.0
佐賀県	1, 361	155. 9	0	0.0	0	0.0
	742	41. 4	0	0.0	0	0.0
熊本県	1,070	143. 2	0	0.0	0	0.0
大分県	164	15. 9	0	0.0	0	0.0
宮崎県	448	46. 1	0	0.0	0	0.0
	924	105. 2	0	0.0	0	0.0
沖縄県	749	81.8	0	0.0	0	0.0
合計	34, 079	6, 442. 6	2	2. 0	2	2. 0
		5,442.0		۷. 0	۷	۷. 0

⁽注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。 2 件数及び面積は、平成21年12月15日から22年12月末までの実績である。

表 1-(2)-(5) 調査した 28 農業委員会における平成 22 年度の利用状況調査の実施状況

				(単位: ha、%)
農業委員会名	(a)	実施面積 (b)	調査実施率(b/a)	利用状況を把握していない農地がある理由
札幌市農業委員会	2,822.0	2,822.0	100.0	
北広島市農業委員会	2, 180.0	2, 180. 0	100.0	
石狩市農業委員会	6, 896. 0	5,815.0	84.3	管内の農地面積には牧場や森林等が含まれており、これらを調査対象 から除外したため。
秋田市農業委員会	9, 290. 0	3, 150. 0	33.9	実施体制が農業委員 25 人、事務局職員8人と脆弱であるとして、管内の農地を3年間で全て調査することとしたため。
大館市農業委員会	9, 296. 0	9, 296. 0	100.0	
羽生市農業委員会	3, 239.0	3, 239. 0	100.0	
深谷市農業委員会	6, 386. 0	6, 386. 0	100.0	
桶川市農業委員会	824.0	824.0	100.0	
川島町農業委員会	2, 233.0	2, 233. 0	100.0	
上里町農業委員会	1, 236.0	1, 236. 0	100.0	
7 7 1 1				現地確認が不可能な区画整理地内の農地(57ha)及び埼玉県企業局が ガニ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
白岡町農業委員会	1, 116. 0	1,044.0	93.5	整備を行う産業団地への転用が予定されている農地 (15ha) を調査対象 かに除ぬ1 キキみ
白山市農業委員会	5, 040.9	5,040.9	100.0	
岡崎市農業委員会	4, 935.0	4, 562. 0	92. 4	市街化区域内の農地を調査対象から除外したため。
西尾市農業委員会	3, 138.0	3, 138. 0	100.0	
田原市農業委員会	7, 230.0	7, 163. 0	99. 1	市街化区域内の農地を調査対象から除外したため。
伊賀市農業委員会	7, 480.0	7, 480. 0	100.0	
岸和田市農業委員会	1, 124.0	1, 124. 0	100.0	
富田林市農業委員会	686.0	3. 6	0.5	管内を6地区に分け、平成22年4月、9月、10月及び11月にそれぞれ11日程度、計4地区を調査しているが、事務局職員が実働2名であり、全筆を実地調査する時間がないとして、利用状況調査では、あらかじめ農地パトロールによる巡視で農地法第30条第3項第1号又は第2号の農地に該当する可能性があるとしたものに限定して現地確認を行っている上、残り2地区を23年度に調査することとしたため。

農業委員会名	管内の農地面積	利用状況調査害権の	調査実施率(b/a)	利用状況を把握していない農地がある理由
	(a)	大旭田(10)		
太子町農業委員会	364.0	364.0	100.0	
広島市農業委員会	4, 118.0	2, 758. 5	0.79	管内農地全域を調査することを計画していたが、農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺の農地に及ぼす影響の大きい地域や担い手等による利用が見込める農地から順次調査していった結果、全域を調査することができなかったため。
福山市農業委員会	3, 644. 0	3,644.0	100.0	
廿日市市農業委員会	1, 714.0	1, 714. 0	100.0	
さぬき市農業委員会	3, 147. 0	3, 147. 0	100.0	
三豊市農業委員会	7,804.0	7, 762. 0	9 .66	栗島及び志々島にある農地の現地調査ができなかったため。
福岡市農業委員会	2, 872. 0	2, 442. 0	85.0	平成20年度及び21年度の耕作放棄地全体調査の結果に基づき「非農地」に区分する予定の農地 (430ha) を調査対象から除外したため。
大牟田市農業委員会	1, 343.0	1, 343. 0	100.0	
朝倉市農業委員会	5, 996. 0	5, 996. 0	100.0	
糸島市農業委員会	5, 829. 0	4, 421. 0	75.8	農用地区域内農地を中心に調査を実施した結果、農用地区域外の農地 を調査できなかったため。
붙	111, 982. 9	100, 328. 0	89.6	

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-6 調査した 28 農業委員会における農地法第 30 条第 3 項の指導の実施状況 (平成 22 年度)

	¥ + 3 0 1			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	くのたぜらな	X	\ \			(単位:ha、%)
			農地法多	農地法第30条第3項	3項の指導の対象となる農地		(平成22年度の利用状況調査で把握したもの)	利用状況調査	で把握した	<u>=</u>
		古								
農業委員会名	(a)	祖 済み (b)	指導率 (b/a)	未指導	指導方法 • 内容未定	意向確認。 啓発後経過 観察中	所有者と連 絡が取れな い	調査結果 取りまとめ中	その他	「その他」の具体的内容
札幌市農業委員会	100.1	0.0	0.0	100.1	0.0	0.0	0.0	100.1	0.0	
北広島市農業委員会	35.0	35.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石狩市農業委員会	133.0	0.0	0.0	133.0	0.0	133.0	0.0	0.0	0.0	
秋田市農業委員会	24.2	0.0	0.0	24.2	0.0	24.2	0.0	0.0	0.0	
大館市農業委員会	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
羽生市農業委員会	59.0	24.5	41.5	34.5	0.0	0.0	34.5	0.0	0.0	
深谷市農業委員会	126.0	7.0	5.6	119.0	119.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
桶川市農業委員会	0.79	14.6	21.8	52.4	52.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
										堤外地の集団的な荒廃農地
川島町農業委員会	23. 2	19.9	85.8	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	であり、抜本的な改善を必要と
										するため。
上里町農業委員会	14.0	1.6	11.4	12.4	0.0	0.0	0.0	12. 4	0.0	
										全ての農地の遊休化の原因を把握しておらず、また、耕作せる。
白岡町農業委員会	37.1	0.0	0.0	37.1	0.0	0.0	0.0	0.0	37.1	放業とたい解消が繰り返されているものもあることから、踏
										み込んだ法的指導が難しいた め。
白山市農業委員会	15.7	0.0	0.0	15.7	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
岡崎市農業委員会	877.4	0.0	0.0	877.4	877.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
西尾市農業委員会	7.6	7.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
田原市農業委員会	443.0	443.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
伊賀市農業委員会	126.0	0.0	0.0	126.0	103.0	0.0	0.0	0.0	23.0	23ha については、今後、農 地部会で非農地の決定を行う

			農地法第	農地法第30条第3項	町指導の対象	の指導の対象となる農地(平成 22 年度の利用状況調査で把握したもの)	平成 22 年度の	利用状況調査	で把握した	(40)
		古								
農業委員会名	(a)	計 発 (b)	指導率 (b/a)	未指導	指導方法· 内容未定	意向確認· 啓発後経過 観察中	所有者と連 絡が取れな い	調査結果 取りまと め中	その他	「その他」の具体的内容
										予定
岸和田市農業委員会	22.0	22.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
富田林市農業委員会	2.9	2.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
太子町農業委員会	6.9	6.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
広島市農業委員会	35.0	6. 1	17.4	28.9	28.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
福山市農業委員会	42.0	3.0	7.1	39.0	0.0	39.0	0.0	0.0	0.0	
廿日市市農業委員会	4.8	2. 4	50.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	農地所有者が確定できてい なかったため。
さぬき市農業委員会	70.0	39.0	55.7	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0	指導の対象となる農地の件数が1,068 筆ある上、当該農地が鳥獣被害等のみられる条件不利地である、当該農地の所有者と連絡が取れないなどのため。
三豊市農業委員会	715.0	51.0	7.1	664.0	0.0	0.0	0.0	0.0	664.0	指導の対象となる農地の件 数が7,578筆と多く対応できな いため。
福岡市農業委員会	51.5	51.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大牟田市農業委員会	201.0	0.0	0.0	201.0	201.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
朝倉市農業委員会	127.2	43.0	33.8	84. 2	44.8	0.0	0.0	0.0	39. 4	39. 4ha については、耕作放棄 地全体調査で「森林・原野化し ている等、農地に復元して利用 することが不可能と見込まれ る土地」に区分しており、今後、 総会の議決により「非農地」と することを検討

もの)		「その他」の具体的内容		
で把握した		その他	0.0	800.2
利用状況調査		調査結果 取りまと め中	0.0	112.5
の指導の対象となる農地 (平成 22 年度の利用状況調査で把握したもの)		所有者と連 絡が取れな い	2.0	36. 5
となる農地(5		意向確認。 啓発後経過 観察中	0.0	221.2
夏の指導の対象		指導方法。 内容未定	0.1	1, 442.3
農地法第30条第3項		未指導	2.1	2,612.7
農地法第		指導率 (b/a)	86.5	23.3
	古河	音等 済み (b)	13.5	794.5
		(a)	15.6	3, 407. 2
		農業委員会名	糸島市農業委員会	石槽

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑦ 指導方法や指導内容を決定できない理由

農業委員会名	理由
深谷市農業委員会	農業委員会が担当すべき業務の増加に伴う人員不足により、当該農地の所有者に対し指導すべき内容を個別に検討することができなかったため。
桶川市農業委員会	指導の対象となる農地について個別に指導するためには当該農地の所有者の住所及び氏名を把握することが必要であるが、当該農地の所在地は把握したものの、その所有者の住所・氏名の把握にまで至っておらず、具体的に特定できなかったため。
白山市農業委員会	指導の対象となる農地は山間地が多く、有害鳥獣の被害が多発したことで 耕作を断念したところばかりであることから、仮に有害鳥獣対策として補助 金による助成等を行っても、条件不利地であるため営農再開につながる見込 みが少ないため。
岡崎市農業委員会	農業の採算性の問題や農家の高齢化などにより、耕作指導の方法を見いだせず、特に山間部においては、鳥獣被害対策が耕作指導以前の課題となっているため。
伊賀市農業委員会	遊休化する農地の大部分が、山の谷あいの耕作に不便な農地であり、農地 に戻しても耕作できない状況になることが明らかであり、指導が難しいため。
広島市農業委員会	遊休化した農地に対する指導については、その内容等について農業委員の間でも意見が分かれており、山際で進入路もないような農地、イノシシやシカなどの有害鳥獣による被害のために遊休化した農地などはやむを得ない面もあることから、農業委員会としても対応に苦慮しているというのが実情である。
大牟田市農業委員会	市内には荒廃が激しく所在地が特定できない農地もあり、指導を実施する ことが困難であるため。
朝倉市農業委員会	農用地区域内農地については、現実的には耕作困難ではあるものの、なお 耕作再開の余地がないか検討するとともに、山林化している農地については、 「非農地」とするかどうかについても検討していたため。
糸島市農業委員会	指導内容未定の 0.1ha は、ほ場整備区域内の農地であり、その活用方法等 について土地改良区との協議を要したため。

⁽注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑧ 調査した 19 農業委員会における農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る 指導の実施状況

農業委員会名	円滑化団体への貸付けの委任の申出 を指導した実績の 有無	当該指導を行った又は行っていない理由等
北広島市農業委員会	×	農地利用集積円滑化団体が農地の貸借について農地利用集積円滑化事業を実施していることをチラシの配布により周知しているものの、農地法第30条第3項の指導として、当該農地の所有者に対し、同団体への貸付けの委任の申出を個別に指導することは行っていない。これは、農地利用集積円滑化団体との意見交換の際、農地法第30条第3項の指導の対象となるような農地は、荒廃が進んでおり暗渠等の整備も不十分であることなどから、同団体からは、委任を受けられる適当な土地がないとされたためである。
羽生市農業委員会	×	農地法第30条第3項の規定に基づき、当該農地の所有者に対し、所有者本人による農業上の利用の増進を直接指導したのみであったため。
深谷市農業委員会	×	当該農地の所有者から相談を受けた際に、農地利用集積 円滑化事業の紹介は行っているものの、農地利用集積円滑 化団体への貸付けの委任の申出を指導したかどうかにつ いては、記録がなく不明である。
桶川市農業委員会	×	当該農地の所有者の住所及び氏名の把握並びに意向調 査が未了であるため。
川島町農業委員会	×	これまでのところ、当該農地の所有者に対し、農地利用 集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を指導した実績 はないが、平成24年度には当該指導を実施したい。
上里町農業委員会	×	遊休化している農地は、面積が小さい、不整形である等耕作に不向きな場合が少なくなく、この場合は、当該農地の所有者に対し、適正管理による自作再開を指導している。また、借受けが期待できる条件の良い農地の場合は、「上里町農業委員会農地バンク制度」を活用して貸付けのあっせんを行っており、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導は行っていない。
西尾市農業委員会	×	当該農地の所有者に対し本人による耕作を指導し、指導 後の経過を見ているため。
田原市農業委員会	×	田原市における農地利用集積円滑化団体2団体(田原市及び愛知みなみ農業協同組合)は、いずれも農地所有者代理事業(農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業)を実施しておらず(表1-(1)-⑦参照)、このことが、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導を行っていない原因と考えられる。
岸和田市農業委員会	×	当該農地の所有者による草刈り等の保全管理・耕作再開が進展したため。
富田林市農業委員会	×	当市では農地利用集積円滑化団体が設立されていない

		ため。
太子町農業委員会	×	当町では農地利用集積円滑化団体が設立されていないため。
広島市農業委員会	×	利活用が見込まれないような農地については、貸付けを 委任された農地利用集積円滑化団体も対応に困ることか ら、同団体への貸付けの委任の申出を指導するに当たって は、当該農地が利活用可能かどうかを見極める必要がある と考えている。農地利用集積円滑化団体に貸付けを委任す ることが適切ではないと思われる農地については、当該農 地の所有者に耕作再開を働き掛けていくしかないのでは ないかと考える。
福山市農業委員会	×	平成 22 年度に設立した「福山市農業経営改善支援センター推進協議会」の機能を活用して農地の貸借を推進しているため、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出に係る指導は行っていない。
廿日市市農業委員会	×	農地利用集積円滑化団体へ委任しても借り手がつかな い状況に変わりがないと考えているため。
さぬき市農業委員会	0	農地法第30条第3項の指導の過程において当該農地の所有者と話し合う中で、所有者が農地利用集積円滑化事業に興味を示せば、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を行うよう指導するという流れであり、平成22年度に当該指導を行った結果、23年度に農地利用集積円滑化団体(さぬき市地域農業再生協議会)への貸付けの委任の申出が9件(2.6ha)あった。農地利用集積円滑化団体を利用した方が、個人で貸付けを検討するよりも効率よく借り手とのマッチングが行えると考えている。
三豊市農業委員会	×	遊休化している農地が優良農地であれば、借り手は見付かる可能性があり農地利用集積円滑化団体に貸付けを委任する必要性は余りないが、遊休化している農地は耕作条件が悪いものが多く、条件の悪い農地は、いくら農地利用集積円滑化団体に貸付けを委任しても借り手は見付からず、当該農地の所有者の管理意識も薄れてしまう。
福岡市農業委員会	×	農地法第30条第3項の指導については、今のところ、 当該農地の所有者に対する口頭での指導しか行っておらず、農地利用集積円滑化団体への貸付けの委任の申出を指 導するような段階にまで至っていないため。
朝倉市農業委員会	×	当市の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化 事業規程の承認を受けたのが平成23年3月25日であり、 まだ貸付けの委任の申出に対応できなかったため。
糸島市農業委員会	×	農地法第30条第3項の指導の対象となるような農地は、 主として畑又は耕作条件が不利な田等であり、農地利用集 積円滑化団体への貸付けの委任を行っても借り手が見付 かる可能性が低いと見込まれるため。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 平成24年5月時点の状況である。

表 1-(2)-(3) 調査した 19 農業委員会における農地法第 30 条第 3 項の指導による改善状況

					(単位:ha、%)
農業委員会名	指導を行った 農地面積(a)	農業上の利用の 増進が図られた 農地面積 (b)	改善率 (b/a)	指導率 (参考)	指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られなかった理由
北広島市農業委員会	35. 0	5.4	15.4	100.0	遊休化している農地は、長期にわたり農地として管理されてこなかったため、当該農地の所有者が農地として利活用する行動を起こすまでの意識改革の時間が必要なこと、このような農地の復元には相当の費用が掛かる上、当該農地の周辺の排水路などの整備が十分でなければ十分な復元とはならず、受け手となる認定農業者等が利活用したいと考えないことが挙げられる。
羽生市農業委員会	24. 5	1.8	7.3	41.5	一般的には、農家の後継者不足が主な原因として考えられるが、指 導案件ごとの個々の理由は把握していない。
深谷市農業委員会	7.0	3.0	42.9	5.6	当該農地の所有者が高齢等により農作業ができないこと、当該農地 の所有者が遠隔地に住んでいるため当該農地の保全管理ができないこ と、当該農地の荒廃が著しく耕作不便地であることが挙げられる。
桶川市農業委員会	14.6	14.6	100.0	21.8	
川島町農業委員会	19.9	7.2	36.2	85.8	草刈り等の保全管理は行われているものの、耕作者が確保できないため、当該農地の農業上の利用の増進を図るまでには至っていない。
上里町農業委員会	1.6	0.5	31.3	11.4	農地法第30条第3項の指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られなかったもの8件のうち3件は、当該農地の所有者に自作再開の意思はあるものの、本人の体調不良や管理用機械の燃料が買えないなどの理由により当該農地の保全管理ができない上、他の農業者から貸付けを希望されてもこれに応じないものである。また、3件は、当該農地の所有者が町外の非農家で、文書による指導に対して反応がないものである。
西尾市農業委員会	7.6	0.6	7.9	100.0	田については耕作者の高齢化による労力不足、畑地については担い 手不足が挙げられる。
田原市農業委員会	443.0	7.0	1.6	100.0	農地の立地条件等により耕作できないことや耕作者が高齢のため耕作できないことなどが考えられる。

岸和田市農業委員会	22. 0	6.0	27.3	100.0	当省の調査時点(平成23年10月~12月)後の指導等により、その時点では農業上の利用の増進が図られていなかった農地のほとんどについて、当該農地の所有者による草刈り等の保全管理や耕作が行われており、その他の農地も近日中に農業上の利用の増進が図られる見込みである。
富田林市農業委員会	2.9	0.8	27.6	100.0	農地法第30条第3項の指導を行った農地は、当該農地の所有者の高齢化が進んでいるものの後継者への引継ぎが行われない、相続による農地の分散化などの理由により遊休化したものであるが、当該農地の受け手の確保を農地保有合理化法人(財大阪府みどり公社)や農業委員を通じて行っているものの、立地条件や道路事情が悪い農地がほとんどで引き受けてもらえるだけの条件が整わないためである。
太子町農業委員会	6.9	1.6	23. 2	100.0	農業経営者の高齢化、農業後継者がいない、相続により非農家が農地を取得したことにより耕作や保全管理が十分に行われないことや、当該農地が既に農地としての機能を喪失(非農地化)していて再生しようにも手が付けられないことが挙げられる。
広島市農業委員会	6.1	6.1	100.0	17.4	
福山市農業委員会	3.0	3.0	100.0	7.1	
廿日市市農業委員会	2.4	9.0	25.0	50.0	当該農地の所有者が高齢であるなどの理由で耕作が困難になっており、他の農業者への貸付けについても、当該農地は区画が狭く機械等の進入も困難であるといった耕作条件が悪いなどの理由により借り手が見付からない状況であるため、なかなか農業上の利用の増進を図ることができない。
さぬき市農業委員会	39. 0	0.6	1.5	55.7	当省の調査時点(平成23年10月~12月)では農業上の利用の増進が図られていなかった農地については、その後、当該農地の所有者により草刈りや耕起等が行われたものがある一方で、当該農地の所有者が指導文書に対して回答しないものもみられる。
二豊市農業委員会	51.0	10.0	19. 6	7.1	遊休化している農地は、元々その所有者が廃業農家、非農家、不在地主などで、耕作条件も良くないところが多いため、借り手が見付かって耕作してくれるところはごく一部であり、草刈り等の保全管理も行われないところが多い。
福岡市農業委員会	(51.5)	I	1	100.0	

	8 86	19 9	2 56	743 0	1
式に許可を受けて転用することとしたものもある。					
が掛かるため当該農地の所有者が指導になかなか応じないものや、正					
が耕作再開にまで至っておらず、一方、違反転用物件の撤去等に費用	86.5	27.4	3.7	13.5	糸島市農業委員会
導後に違反転用の解消や草刈り等の保全管理が行われたところもある					
農地法第30条第3項の指導の対象となっている農地のうち、当該指					
ないといった理由により、農業上の利用の増進を図ることができない。					
っている、④農作物の価格下落が続く中、作付けしても収益が見込め					
がある、③農業従事者の高齢化等により、労力不足や担い手不足とな	33.8	54.0	23. 2	43.0	朝倉市農業委員会
機具の利用に支障がある、②有害鳥獣の被害が大きく、作付けに支障					
当該農地の大部分は中山間地域に存在し、①土地や農道が狭く、農					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福岡市農業委員会は、当省の調査時点(平成 23 年 10 月~12 月)で、農地法第 30 条第 3 項の指導を行った農地について、当該指導によって農業上の利用の増進が図られ たかどうかまだ把握していなかった。このため、調査した 19 農業委員会全体の改善率の算定に当たり、「指導実施面積」の合計値 743.0ha に福岡市農業委員会の「指導実施 面積」51.5ha は含まれていない。

耕作放棄地全体調査要領(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知) 表 1-(2)-(10

平成 22 年 9 月 16 日改正(22 農振第 1229 号)

我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効利用を図ることが重要であることから、新たな食料・農業・農村基本計画(平成22年 3月30日閣議決定)に基づき、耕作放棄地の再生・有効利用を促進する必要 一方、耕作放棄地の解消に向けては、国及び都道府県の協力の下、平成 20 年度から市町村・農業委員会による耕作放棄地の状況等を把握するための現地 調査を行い、解消対策を推進してきたところである。

こうした状況を踏まえ、新たな基本計画の下、農地の確保や有効利用に係 取組の一環として、引き続き 現況が耕作放棄地となっている農地を対象に 廃の状况等を把握する現地調査 (以下「調査」という。) を実施するととも 耕作放棄地解消に向けた取 把握した耕作放棄地に係る解消計画を定め、 箔を推進するものとする

実施体制 Ø

- 市町村・農業委員会が行うものとする。 (1) 調査は、
- (2) 国及び都道府県は、全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、 耕作放棄地の情報提供等の協力を行うものとする。
- 害評価員に対し、耕作放棄地の情報提供等調査の応援を求めるものとする。 応じて、土地改良区役職員・総代、農業協同組合職員、農業共済組合の損 (3) 市町村・農業委員会は、調査を効率的かつ速やかに進めるため、必要に

耕作放棄地の区分 က

一筆バンに以下の 荒廃した耕作放棄地の状況に応じて、 区分を行うものとする。 調査においては、

なお、(3)に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律(昭 和44 年法律第58 号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域 (以下単に と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について」 (平成 20 年4月 15 日付け 19 農振第 2127 号農村振興局長通知) に基づき 残置する 「農用地区域」という。)内に存する土地については、市町村は、「「非農地」 農用地区域に残置する土地とそれ以外について区分するとともに、

平成 23 年 11 月 8 日改正(23 農振第 1817 号)

図ることが重要であることから、新たな食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)に基づき、平成32年における農地の目標面積の確保 優良農地の確保と有効利用を に向けて耕作放棄地の再生利用を促進する必要がある。 **趣 旨** 我が国の食料自給率の向上を図るためには、

一方、耕作放棄地の解消に向けては、国及び都道府県の協力の下、平成 20年度から市町村・農業委員会による耕作放棄地の状況等を把握するための現 地調査を行い、解消対策を推進してきたところである。

こうした状況を踏まえ、新たな基本計画の下、農地の確保や有効利用に係 に係る解消計画を定め、耕作放棄地解消に向けた取組を推進するものとする。 荒廃の状況等を把握する現地調査を実施するとともに、把握した耕作放棄地 る取組の一環として、引き続き 現況が耕作放棄地となっている農地を対象(

農地として扱うべき土地について明らかにした上で、こうした土地を有効に活用した取組を促進するとともに農地基本台帳に本調査の結果を反映させるため、本調査の結果を市町村と農業委員会の両者で共有し、その活用を図ることとする。 なお、本調査では、森林化・原野化して農地等の利用が不可能であり、非

実施体制

Ø

- 市町村と農業委員会が連携して行うものとする。 (1) 本調査は、
- (2) 国及び都道府県は、全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、 耕作放棄地の情報提供等の協力を行うものとする。
 - に応じて、土地改良区役職員・総代、農業協同組合職員、農業共済組合の (3) 市町村と農業委員会は、本調査を効率的かつ速やかに進めるため、必要 損害評価員に対し、耕作放棄地の情報提供等本調査の応援を求めるものと

調査時期及び期間

ო

日までの間に実施する。 本調査は、毎年1月1日から12月31 平成32年まで実施する。

とした理由について整理するものとする。

また、(4)に区分された土地については、次年度の調査において速やかに(1) から(3)までに区分するものとする。

- (1) 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地(以下「草刈り等」 う。)を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地
- 暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用 (区画幣田 (2) 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備 宝十 れ ぐ や
- 付け19 経営第 1907 号経営局長通知。以下「農地・非農地判断基準」とい 農地に復元して利用することが不可能と見込 まれる十地のうち、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項 の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日 (以下「非農地」 う。) の第3に定める基準に従って、農地法(昭和27年法律第229号) 2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地 (3) 森林・原野化している等、 ところ。
 - (4) 森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込 まれる土地のうち、農業委員会が農地・非農地判断基準の第3に定める基 準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断する こ至っていない土地 (以下「非農地 (判断未丁)」という。)

調査時期及び調査方法

4

基本的に毎年度、 国及び都道府県の協力の下、 8月から 11 月までにかけて調査を行うものとする (1) 市町村・農業委員会は、

(2) 調査は、毎年度

過年度の調査において、3の(1)、(2)及び(4)に区分された土地につい て、耕作放棄地の解消の有無並びに当該調査年度における3に基づく区 1

新たな耕作放棄地の発生及びその3に基づく区分

行い、一筆ごとに調査図面等に3に基づく区分を記載することにより実施 耕作放棄地の現状について目視による確認を について把握するものとし、 するものとする。

(3) 調査は、農地法第 30 条第1項に基づく農業委員会により実施される農地 と調査手法 双方の調査で得た情報を相互に の利用の状況についての調査(以下「利用状況調査」という。) 及び内容が密接に関連していることから、 活用する等連携に努めるものとする。

耕作放棄地の解消分類 Ŋ

調査により3の(1)及び(2)に区分された土地(以 市町村・農業委員会は、

調査手順 4

次の手順により実施する。 本調査は、

- (1) <u>現地調査</u> (2) 耕作放棄地の区分の判断
- (3) 耕作放棄地解消計画の策定
 - 耕作放棄地の解消確認 調査結果の取りまとめ (4) (5)

現地調査 Ŋ

第30条第1項に規定する 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 現地調査は、

下「要解消地」という。) について、6に基づき、「営農再開」、「基<u>盤整備後営農再開」又は「保全管理」の分類</u>(以下「解消分類」という。) <u>を行うものとする。</u>

なお、市町村・農業委員会が当該分類を行うに当たっては、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農板第2207号農林水産事務次官依命通知)第5に規定する地域協議会等の耕作放棄地対策を推進する組織(以下「地域協議会等」という。)から意見を求めることが望ましい。

6 解消分類の考え方

(1) 要解消地については、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進等により営農の再開を図るべきであるが、引き受け手がいない等特別な事情がある地域については、市町村・農業委員会は、アの判断要素を総合的に検討し、イの判断基準に従って「営農再開」、「基盤整備後営農再開」又は「保全管理」のいずれかに分類するものとする。

耕作者確保の見込み

ア 判断要素

以下のa 又はbのいずれかに該当する場合には耕作者確保の見込みがあるものとする。

a 要解消地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。) による耕作再開

所有者等に耕作再開の意思がある。

要解消地において耕作を行い得る者の存在

要解消地の周辺地域において以下の者が存在する。 (a) 規模拡大を志向する地域の認定農業者・集落営農等(他地域からの入作者を含む)

(b) 農業に参入する意向のあるNPO法人、農業協同組合、地場の会社等

(c) 自ら飼料増産を行う畜産農家又は畜産農家と連携し飼料増産を 行う者

(4) 導入作物の状況

(7) 「営農再開」

要解消地がアの判断要素の(1)及び(1)に該当する場合には、「営農再開」へ分類する(周辺地域に、放牧が可能な畜産農家が存在する場合は、これをもって営農再開へ分類する)。

(4) 「基盤整備後営農再開」

要無活地がアの判断要素の(7)及び(4)に該当しており、かつ、基盤

「利用状況調査」(同条第3項第1号に掲げる農地に係るものに限る。) ってこれに代える。

4

当該利用状況調査の実施に際しては、市町村はア及びイについて目視に。 り一筆ごとに把握する等により、農業委員会に協力する。 ア 過去の調査により把握されている耕作放棄地の現状確認、解消及び新た な営農の推進等の状況

新たな耕作放棄地の発生状況

6 耕作放棄地の区分の判断

(1) 耕作放棄地の区分

本調査においては、耕作放棄地の状況に応じて、一筆ごとに以下の区分 を行うものとし、調査様式及び図面等に整理する。 なお、本調査により既 に把握されている耕作放棄地が転用された場合については、別途その旨区 分することとする。

農地として利用すべき耕作放棄地

ア 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地(以下「草刈り等」という。)を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地(緑)イ 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地(黄)

② 農地として利用が不可能な土地

森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見 込まれる土地のうち、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第 1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成 20 年4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号経営局長通知。以下「農地・非農地判断基 準」という。)の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定 する農地に該当しないと判断した土地(以下「非農地」という。)(赤:

森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見 込まれる土地のうち、農業委員会が農地・非農地判断基準の第3に定め る基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判 断するに至っていない土地(赤:判断未了)

(2) 区分整理における留意点

① 上記(1)で①に区分された耕作放棄地(以下「要解消地」という。)において、ア又はイのいずれかの区分に該当するか判断が困難な場合は、イの区分に該当するものとする。

② 上記(1)で①に区分された土地の面積の合計は農地法第30条第3項第 1 号の遊休農地の面積と一致するものであるが、一致しない場合にはそ

整備を行う場合は、「基盤整備後営農再開」に分類する。

(4) 「保全管理」

要解消地がアの判断要素の(1)又は(1)のいずれかに該当しない場合は、「保全管理」に分類するが、その内容の例示としては以下のとおりである。

市民農園、教育ファーム等としての利活用

р

- 景観作物 (コスモス、ひまわり、菜の花等)、緑肥の植栽
- : 今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張りその他農地を 常に耕作しうる状態に保つ行為
 - (2) (1)のアン(1)の耕作者確保の見込みについては、農地法第30条第3項の規定に基づき当該要解消地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその要解消地の所有者)に対して当該要解消地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行った場合の内容、同法第33条第1項の規定に基づき当該要解消地の所有者等から提出された「当該通知に係る当該要解消地の農業上の利用に関する計画」の内容等、当該要解消地の所有者等の耕作の再開についての意向や考え方等を踏まえて判断するものとする。
- (3) (1)のイの(ウ)の保全管理は当分の間の措置であり、市町村・農業委員会の指導等により(1)のアの判断要素の(フ)及び(イ)に該当することになった場合は、(1)のイの判断基準に従って「営農再開」又は「基盤整備後営農再開」に分類する。

7 耕作放棄地解消計画の策定

(1) 解消計画の策定

市町村は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、地域 協議会等の協力を得て解消分類を踏まえた耕作放棄地解消計画 いて「統治」 またのよう、これを表現解消計画 (別紙10。

以下「解消計画」という。)を策定することとする。 なお、農用地区域は、農業に関する公共投資その他の農業振興施策が計画的かつ集中的に実施される農業上重要な区域であるため、解消計画の策定に当たっては、農用地区域内における要解消地の解消を優先することとする。

また、農用地区域外の要解消地のうち、計画的かつ集中的に農業振興施策を実施すべき要解消地については、農用地区域への編入を促進するものとする。

解消計画の内容

解消計画には次の事項を記載するものとする。

- - イ 耕作放棄地面積
- ウ 農地法に基づく指導内容等

の理由について整理する。

- ③ 上記(1)で③に区分された土地については、翌年の調査において速やかに①又は②に区分する。
- 4) 上記(1)の②に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農用地区域」という。)内に存する土地について、市町村は、「「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に発置するか否かの判断基準について」(平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知)に基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外の土地に区分するとともに、残置するとした理由について整理する。

耕作放棄地解消計画の策定

_

(1) 解消計画の策定

市町村は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、農業委員会と連携して、地域協議会等の協力を得て耕作放棄地解消計画 (別紙10. 以下「解消計画」という。)を第定することとする。

10。以下「解消計画」という。)を策定することとする。解消計画については、要解消地の再生利用等に向けた目標のほか、地域全体での取組や引受け手確保のための方策など、市町村が作成した大字又は集落等を範囲(地域)とする解消計画(案)を基に、地域協議会を始め、農業団体、その範囲内に存在する耕作放棄地の所有者、再生された農地の引受けを希望する農家等の意向を踏まえて取りまとめることとする(なお、農地法第33条に規定する「遊休農地の農業上の利用に関する計画」の提出があった場合には、その内容等を踏まえて解消計画を策定する。)。

ルのシム郷日には、この17年48頃また、1444日日もかたするが。 また、市町村は、上記6の(1)の②に区分された土地等を対象に、非農地利用による地域活性化に関する計画を策定することができる。

解消計画の内容

解消計画には、次の事項を記載するものとする。

市町村名、地区名(大字名)

- ・営農再開 (6の(1)のイの(7)
- 基盤整備後営農再開 (6の(1)のイの(イ))
 - 保全管理 (6の(1)のイの(4)

解消主体

(作付け作物等) 解消内容 オカキ

活用事業) 解消に向けた実施計画(各年度の実施内容

その他面積等、 (解消計画内の耕地面積) 耕作放棄妝而積

農地法に基づく指導内容等 (農地法第30条第3項に基づく指導内容

解消分類 (見込み) 解消目標面積等)

要解消地については以下のとおり分類する。

営農再開 (7の(3)の②のア

基盤整備後営農再開 (7の(3)の②のイ) \Im

保全管理 (7の(3)の②のウ (h)

阿膘 区画整理等)のほか、必要に応じて年別の 導入作物の選定や保全管理の手法、 取組等の内容について記載する。 耕作者の確保に向けた取組、 再開に向けた手順等(放牧、 解消に向けた取組内容

その街

上記6の(1)の③に区分された農地に関する解消に向けた取組につい ても、必要に応じて、その計画等を記載することができる。

耕作放棄地の解消分類(見込み)

し、②の判断基準に従って「営農再開」、「基盤整備後営農再開」又は「保 地域については、市町村及び農業委員会は、①の判断要素を総合的に検討 り営農の再開を図るべきであるが、引受け手がいない等特別な事情がある 要解消地については、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進等によ 全管理」のいずれかに分類するものとする。

なお、当該分類を行うに当たっては、耕作放棄地再生利用緊急対策実施 第5に規定する地域協議会等の耕作放棄地対策を推進する組織(以下「地 要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知) 城協議会等」という。)から意見を求めることが望ましい。

解消分類(見込み)の判断要素

耕作者確保の見込み

以下のa又はbのいずれかに該当する場合には耕作者確保の見込み があるものと判断する。

する者がある場合には、その者による耕作再開の意志がある。

a 要解消地の所有者又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益を

b 要解消地において耕作を行い得る者が存在する。

要解消地の周辺地域において以下のいずれかの者が存在する。

規模拡大を志向する地域の認定農業者・集落営農等(他地域か らの入作者を含む) (a)

農業に参入する意向のあるNPO法人、農業協同組合、地場の (P

自ら飼料増産を行う畜産農家又は畜産農家と連携して飼料増産 を行う者 (C)

作物の導入見込み

導入作物が決まっている場合には、作物の導入見込みがあるものと 判断する。

- 解消分類(見込み)の判断基準
- 「営農再開」

1

要解消地が上記①のア及びイに該当し、かつ基盤整備が行われない 「営農再開」へ分類する(周辺地域に、放牧が可能な畜産 農家が存在する場合は、これをもって営農再開へ分類する。) 場合には、

「基盤整備後営農再開」

要解消地が上記①のア及びイに該当し、かつ、基盤整備が行われる 場合は、「基盤整備後営農再開」に分類する。

「保全管理」

4

全管理」に分類する。解消に向けた取組内容の例示としては以下のと 要解消地が上記①のア又はイのいずれにも該当しない場合は、 おりである。

- a 市民農園、教育ファーム等としての利活用
- 今後の耕作に向けた、草刈り、刈払い、耕起、水張りその他農地を 景観作物 (コスモス、ひまわり、菜の花等) 、緑肥作物の植栽
- 解消分類(見込み)に関する留意点 (m)

常に耕作しうる状態に保つ行為

- の規定に基づき当該要解消地の所有者(所有権以外の権原に基づき使 者(以下「所有者等」という。)に対して当該要解消地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行った場合の内容、同法第33条第1 ア 上記①のアの耕作者確保の見込みについては、農地法第30条第3項 用及び収益をする者がある場合には、その者及びその要解消地の所有 項の規定に基づき当該要解消地の所有者等から提出された「当該通知 に係る当該要解消地の農業上の利用に関する計画」の内容等、当該要 解消地の所有者等の耕作の再開についての意向や考え方等を踏まえて 第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業 判断するものとする (農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)
- て確認の上、「営農再開」又は「基盤整備後営農再開」に分類する(な 上記②のウ「保全管理」は当分の間の措置であり、市町村及び農業 委員会では、引き続き耕作者の確保や導入作物の選定等の状況につい お、恒常的な市民農園、教育ファーム等としての利用については、 に係る委任を受けている場合も同様。)。 の限りではない。)。 (4) 解消計画策定上の留意点
- かつ集中的に実施される農業上重要な区域であることから、解消計画の 農用地区域は、農業に関する公共投資その他の農業振興施策が計画的

策定に当たっては、農用地区域内における要解消地の再生利用を優先す 2

- ② また、農用地区域外の要解消地のうち、計画的かつ集中的に農業振興 施策を実施すべき要解消地については、農用地区域への編入を促進する。
- ③ 上記要解消地のほか、大字又は集落等を対象範囲とする解消計画の範囲にある耕作放棄地となるおそれが大きい農地等であって、次の、ア及びイに掲げるものについては必要に応じて、当該解消計画の対象に含めることができる。
 - ア 農地法第30条第3項第2号に規定された遊休農地で施策的な支援が 必要と見込まれる農地
- イ 要解消地の近隣農地等で要解消農地と一体的に解消計画を策定する ことが効率的かつ効果的である農地等

耕作放棄地の解消確認(実績)

ω

(1) 解消状況の確認

大学のできます。 市町村は、現地調査の結果等を基に、過去の本調査により調査した耕作 放棄地の解消実績として、別紙1の解消確認欄へ記入及び図面等の整理を 行う。この際、要解消地における再生利用の実施状況及び上記6の(1)の② に区分された土地に関する非農地として判断するために必要な手続の進捗 状況については、次の確認を行うこととする。

- ア 要解消地における再生利用については、現地調査の結果をもとに、各 種補助事業等の実施状況等を確認
- イ 上記6の(1)の②に区分された土地に関する非農地として判断するために必要な情報については、農業委員会からの情報提供等により把握
 - (2) 解消分類 (実績) 上記(1)の確認後、以下のとおり分類する。

「営農再開」

「基盤整備後営農再開

要解消地が、現時点において基盤整備事業等が開始又は完了されており、事業完了後の営農再開の予定があるものは「基盤整備後営農再開」 へ分類する。

ウ「保全管理」

要解消地が上記(1)のア又はイのいずれにも該当しない場合は、「保 全管理」に分類する。解消に向けた取組内容の例示としては以下のとおり

- a 市民農園、教育ファーム等としての利活用
- a hitokom、女子~ フォニンでwindin b 景観作物(コスモス、ひまわり、菜の花等)、緑肥作物の植栽

8 調査結果の取りまとめ

- (1) 耕作放棄地全体調査表(別紙1。以下「調査表」という。)の耕作放棄地区分等の集計及び報告
- プ 市町村・農業委員会は、3の(1)、(2)及び(4)に区分された土地について、一筆ごとに調査表の耕作放棄地区分等を記入するとともに、3の(1)及び(2)に区分された土地を市町村単位で集計した市町村要解消地集計表 (別紙2)を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。
 - また、3の(3)及び(4)に区分された土地について、市町村単位で集計 した市町村非農地・非農地(判断未了)集計表(別紙3)を調査年度の1
- 月15 日までに都道府県知事へ提出するものとする。 イ 都道府県知事は、都道府県要解消地集計表 (別紙4)、都道府県非農地・非農地(判断未了)集計表 (別紙5)をそれぞれ都道府県単位で集計し、調査年度の1月末日までに地方農政局長(北海道にあっては農村扱興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局
 - 長等」という。<u>)に提出するものとする。</u> (2) 調査表の解消分類・解消確認の集計及び報告
- (2) 阿玉式シバボ門が数 がけばこのでました。 解消分類の別ア 市町村・農業委員会は、要解消地について一筆ごとに、解消分類の別を調査表に記入する (別紙1の耕作放棄地解消分類欄に記入)。
- (7) 市町村・農業委員会は、これを市町村単位で集計した市町村耕作放棄地解消分類集計表(別紙6)を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。

市町村耕作放棄地解消分類集計表を都道府県単位

度の1月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。 イ 市町村・農業委員会は、耕作放棄地が解消された場合には、解消を確

で集計した都道府県耕作放棄地解消分類集計表(別紙7)

都道府県知事は、

(別紙1の耕作放棄地解消確 一筆ごとに調査表に記入する 認した日付を 認欄に記入

今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張りその他農地を常

に耕作しうる状態に保つ行為

棄地解消確認集計表 (別紙8) を調査年度の1月15 日までに都道府県 これを市町村単位で集計した市町村耕作放 知事へ提出するものとする 市町村・農業委員会は、 (3)

都道府県知事は、市町村耕作放棄地解消確認集計表を都道府県単位 で集計した都道府県耕作放棄地解消確認集計表(別紙9)

変更した場合には、調査表(別紙1)の耕作放棄地解消分類欄及び市町 市町村・農業委員会は、各年度において、解消分類を見直した結果、 村耕作放棄地解消分類集計表(別紙6)を更新するものとする 度の1月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。 Þ

解消計画の提出 (3)

行うこととし、策定・見直しを行った解消計画は、都道府県知事を経由し 調査年度の1月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。 各年度の調査終了後に解消計画 (別紙10) の策定・見直し 市町村は

တ

公表するものとする 調査結果を集計し 公国区

調査結果の取りまとめ တ

(以下「調査表(別紙1)」という。) の耕作放棄 (1) 耕作放棄地全体調査表 地区分等の集計及び報告

9 (1) の①に区分された土地を市町村単位で集計した市町村要解消地集計 (別紙2)を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県知事へ 6の(1)により区分された土地について 筆ごとに調査表(別紙1)の耕作放棄地区分等を記入するとともに、 市町村及び農業委員会は、 提出するものとする。

市町村単位で集 また、6の(1)の②又は③に区分された土地について、市町村単位で集計した市町村非農地・非農地(判断未了)集計表(別紙3)を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県知事へ提出するものとする。

求めることができる。また、市町村は都道府県と協議の上、市町村耕作 なお、都道府県は、必要に応じて市町村に調査表 (別紙1)の提出を 計表 (別紙3) の提出を、調査表 (別紙1) の提出に代えることができ 、都道府県非農 し、現地調査実施年の翌年の3月10日までにその都道府県を管轄する地 **方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっ** をそれぞれ都道府県単位で集計 その場合、別紙2及び別紙3の集計は都道府県が行うものとする。 放棄地面積集計表(別紙2)及び市町村非農地・非農地(判断未了) 都道府県知事は、都道府県要解消地集計表(別紙4) 地・非農地(判断未了)集計表(別紙5) ν_ο

ては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。 耕作放棄地解消確認集計表等の取りまとめ 出するものとする。 (5)

これを市町村単位で集計した市町村耕作 求めることができる。また、市町村は都道府県と協議の上、市町村耕作 放棄地解消確認集計表(別紙6及び別紙7)の提出を、調査表(別紙1) 解消を確認した日付を一筆ごとに調査表に記入する (調査表(別紙1)の 放棄地解消確認集計表(別紙6及び別紙7)を現地調査実施年の翌年 なお、都道府県は、必要に応じて市町村に調査表(別紙1)の提出を その場合、別紙6及び別紙7の集計は都 都道府県知事は、市町村耕作放棄地解消確認集計表を都道府県単位 | 各年の現地調査終了後に解消計画 (別紙10) の策定又は見直 地方農政局長等に提 特に、震災等何らかの理由で提出が遅れる場合は、国と県との協議により 耕作放棄地が解消された場合には 都道府県知事を で集計した都道府県耕作放棄地解消確認集計表(別紙8及び別紙9) を、現地調査実施年の翌年の3月10日までに提出するものとする。 の1月末日までに都道府県知事へ提出するものとする。 策定又は見直しを行った解消計画は、 集計表 (別紙3) 都道府県非農地・非農地(判断未了)集計表(別紙5) 経由して、現地調査実施年の翌年の2月20日までに、 公表するものとする。 都道府県耕作放棄地解消確認集計表(別紙8) 都道府県耕作放棄地解消確認集計表(別紙9) **市町村耕作放棄地解消確認集計表** (別紙6) (別紙7) 市町村非農地・非農地(判断未了) 都道府県要解消地集計表(別紙4) 市町村耕作放棄地解消確認集計表 耕作放棄地全体調查表(別紙1) 農業委員会と連携 市町村要解消地集計表 (別紙2) の提出に代えることができる。 市町村及び農業委員会は、 耕作放棄地解消確認欄に記入) (別紙10) 道府県が行うものとする。 時期を決定することができる。 **公 表** 国は、調査結果を集計し、 耕作放棄地解消計画 、を作らにアプレン 解消計画の提出 出するものとする。 市町村は、 市町村は、 (3) Ξ

(注) 下線は当省が付した。

(参考)

○荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林 水産省農村振興局長通知)(抜粋)

平成 24 年 12 月 26 日改正 (24 農振第 1168 号)

1 趣 旨

我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効利用の促進が重要であり、 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)に基づき、荒廃農地の再生利用に向 けた施策を推進しているところである。

当該施策を推進するためには、荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の情報が必要不可欠であることから、これらの情報を把握することを目的として本調査を実施する。

2 定 義

本要領において「荒廃農地」とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている次のいずれかに該当する農地をいう。

- ① 笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な 状態の農地
- ② 木本性植物(高木、灌木、低木等)を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地
- ③ 竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地
- ④ 樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地

3 実施体制

- (1) 本調査は、市町村と農業委員会が共同で行うものとする。
- (2) 農林水産省及び都道府県は、全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、荒廃農地に係る情報提供等の協力を行うものとする。
- (3) 市町村及び農業委員会は、本調査を効率的かつ速やかに進めるため、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合等との連携を図り、荒廃農地に係る情報収集に努めるとともに、必要に応じて応援を求めるものとする。

4 調査時期及び期間

本調査は、毎年1月1日から12月31日までの間に実施する。 (平成32年まで実施する。)

5 調査手順

本調査は、次の手順により実施する。

- ① 現地調査
- ② 荒廃農地の区分の判断
- ③ 解消された荒廃農地の区分の判断
- ④ 調査結果の取りまとめ

6 現地調査

(1) 調査の対象範囲

本調査の対象範囲は、現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、現地調査の時点において下記に該当する土地を除いたものとする。

- ① 自然災害(流失、埋没、陥没、土砂流入等)により農業上の利用ができない土地
- ② 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第4条又は第5条の許可を受けて農地以外のものとされた土地
- ③ 「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知。以下「農地・非農地判断基準」という。)に基づき「非農地」となった土地
- (2) 調査方法

現地調査は、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」と併せて実施することとする。

(3) 調査内容

現地調査は、対象となる荒廃農地一筆ごとに、当該荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認することとする。なお、過去に実施した本調査において既に荒廃農地と区分されているものであ

る場合にあっては、併せてその再生状況及び再生後の利用状況を確認することとする。

7 荒廃農地の区分の判断

現地調査により把握された荒廃農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

① A分類(再生利用が可能な荒廃農地)

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの(農地法第30条第3項第1号に該当する農地)

② B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)

荒廃農地のうち、農地・非農地判断基準第3の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その 土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するも の(基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類 とする。)

8 解消された荒廃農地の確認

前年までに実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に再生利用により解消された農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

また、転用された土地及び農地・非農地判断基準に基づき非農地となった土地については、その旨を様式1及び図面に整理する。

① 営農再開

実際に営農が再開された農地(同一年において基盤整備が実施され、営農が再開されたものを含み、過去に実施した本調査において②又は③に区分されたものを除く。)。この場合、市民農園や教育ファーム等としての利活用、景観作物(コスモス等)の植栽等を行った農地を含む。

② 基盤整備後営農再開

基盤整備事業等(抜根、整地、区画整理、客土等)が実施中であり、事業完了後の営農再開の予定がある農地

③ 保全管理

抜根、整地、区画整理、客土等を行った後、今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、 水張り等農地を常に耕作しうる状態に保つ取組

9 調査結果の取りまとめ

- (1) 荒廃農地の区分等の集計及び報告
 - ① 市町村は、様式1の内容を基に作成した様式2及び様式3を現地調査実施年の翌年の1月 末日までに都道府県に提出するものとする。

なお、市町村は、都道府県と協議の上、様式1の提出をもって様式2及び様式3の提出に 代えることができるものとする。その場合、様式2及び様式3の集計は都道府県が行うもの とする。

② 都道府県は、市町村からの提出資料を取りまとめた様式4-①、様式4-②、様式5-① 及び様式5-②を現地調査実施年の翌年の3月10日までにその都道府県を管轄する地方農 政局(北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。 以下「地方農政局等」という。)に提出するものとする。

なお、提出に当たっては、様式2及び様式3の写しを添付するものとする。

- ③ 地方農政局は都道府県に、都道府県は市町村に対し、必要に応じて様式1の提出を求めることができるものとする。(この場合にあっては、様式1から個人情報に該当する「所在」に関する情報の代わりに、通し番号を記載することとする。)
- (2) 解消された荒廃農地の区分等の集計及び報告
 - ① 市町村は、様式1の内容を基に作成した様式6を現地調査実施年の翌年の1月末日までに 都道府県に提出するものとする。

なお、市町村は、都道府県と協議の上、様式6の提出を様式1の提出に代えることができるものとする。その場合、様式6の集計は都道府県が行うものとする。

- ② 都道府県は、市町村からの提出資料を取りまとめた様式7を現地調査実施年の翌年の3月 10日までに地方農政局等に提出するものとする。
- (3) その他

震災等やむを得ない事情により(1)及び(2)に定める書類の提出が遅れる等の場合には、農林 水産省と都道府県との協議により対応を定めるものとする。

10 調査結果の取扱い

(1) 公表

農林水産省は、取りまとめた調査結果を公表するものとする。

(2) 調査結果の共有

本調査の結果については、市町村と農業委員会で情報の共有を図ることとする。

(3) 農地・非農地判断等の実施

農業委員会は、本調査も踏まえ、農地・非農地判断基準第2の事務手続を行うものとする。さらに、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農用地区域」という。)内に存する土地について、市町村は「「「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について」(平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知)に基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外の土地に区分するとともに、残置するとした場合はその理由を整理すること。

12 様 式

(様式1) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表(市町村用)

(様式2) A分類(再生利用が可能な荒廃農地)集計表(市町村用)

(様式3) B分類 (再生利用が困難と見込まれる荒廃農地) 等集計表 (市町村用)

(様式4-①) A分類(再生利用が可能な荒廃農地)集計表①(都道府県用)

(様式4-②) A分類(再生利用が可能な荒廃農地)集計表②(都道府県用)

(様式5-①) B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)等集計表①(都道府県用)

(様式5-2) B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)等集計表②(都道府県用)

(様式6) 荒廃農地の解消確認集計表(市町村用)

(様式7) 荒廃農地の解消確認集計表(都道府県用)

表 1-(2)-(1) 耕作放棄地全体調査により把握された耕作放棄地の状況

(単位: ha)

年 (年)	農地として利用すべき耕作放棄地	、て利用作放棄地	農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地	て利用するこ 込まれる土地	農地として不可能	農地としての利用が 不可能な土地	₫п	- 1	耕作放棄地	耕作放棄地の解消面積
		農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域
20 本本	126, 336	76, 481	77, 809	32, 427	26, 889	9, 685	231, 034	118, 593		
21	135, 787	81, 763	75, 040	31, 568	44, 085	17, 163	254, 911	130, 494	6, 111	4, 687
22	137, 580	82, 822	76, 593	32, 778	50, 719	20, 831	264, 891	136, 431	6, 685	7, 178
23	(再生利用が可能な荒廃農地) 137, 579	能な荒廃農地) 137, 579	(再生	(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)	込まれる荒廃』	農地) 113,739	(荒廃農)	(荒廃農地面積計) 251,317	(再生利用)	(再生利用された面積) 12,153

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

全国の市町村から農林水産省に報告された面積の集計値である。

2

「農地として利用すべき耕作放棄地」は、「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地」と「基盤整備を実施して農業 利用すべき土地」の合計である。

4 平成23年の調査から、調査期間が年度から暦年に、「荒廃した耕作放棄地」の用語が「荒廃農地」に、荒廃した耕作放棄地(荒廃農地)の区分がこれまでの3区分から 2 区分にそれぞれ変更されている。また、荒廃農地のうち農用地区域内にあるもの(内数)は明らかにされていない。

表 1-(2)-(① 調査した 35 地方公共団体における耕作放棄地全体調査の実施状況

十八十三	## 1/4-4/	五字子 3 米里米 5 年	(1-1) 無:	
過し公米	村下以来	析作成来地主体調宜の美旭国側	1何 (na <i>)</i>	
団体名	平成20年度	21 年度	22 年度	
札幌市	2, 421	2, 398	2,387	
北広島市	2, 196	2, 180	2, 180	
石狩市	6,896	6,896	6,896	
秋田市	9,724	9,724	9,724	
大館市	8, 277	8, 277	8, 277	
川越市	3,887	3,862	3,836	
熊谷市	6, 382	6, 360	6, 276	平成 20 年度から 22 年度までの3 か年とも、市街化区域内農地及びほ場整備中の農地 を耕作放棄地全体調査の調査範囲から除外している。 (注)上記の調査範囲から除外された農地のうち「ほ場整備中の農地」については、 「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等において原則として調査対象外とされてい る「現地調査時に作付けがされていなくても、作付けが予定されているもの」の うちの一つ(土地改良通年施行対象農地)に該当するものである。
羽生市	3, 265	3,240	3, 239	
深谷市	6, 443	6, 412	6, 386	
桶川市	930	930	930	
川島町	2,243	2, 239	2, 233	
上里町	1, 238	1, 238	1,236	
白岡町	1, 080	1, 064	1, 044	平成 20 年度から 22 年度までの3 か年とも、現地確認が不可能な区画整理地内農地を耕作放棄地全体調査の調査範囲から除外しているほか、22 年度の耕作放棄地全体調査では、埼玉県企業局が整備を行う産業団地への転用予定農地も調査範囲から除外している。(注)上記の調査範囲から除外された農地については、「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等において原則として調査対象外とされている農地に準ずる農地と考えられる。
金沢市	4, 457	20	18	金沢市は、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査において市街化区域内農地を調査範囲から除外しているほか、21 年度及び 22 年度の耕作放棄地全体調査では、毎年度市域全体の耕作放棄地を現地調査することは業務量や要員等の面からみて困難であるとして、20 年

				度の同調査で把握した耕作放棄地とその周辺の農地を中心に現況確認を行っている。 (注) 平成 21 年度及び 22 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、金沢市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
小松市	15	15	15	小松市は、耕作放棄地全体調査の調査範囲について、農地情報と地図情報とのマッチングができておらず個々の農地の特定にかなりの時間を要するためとして、平成 20 年度から 22 年度までの 3 か年とも、19 年度に実施した「耕作放棄地実態調査」(耕作放棄地全体調査の前身の調査)で耕作放棄地と判断された農地を中心に現地確認を行っている。(注) 平成 20 年度から 22 年度までの耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地確認を行った面積であり、小松市では、現地確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
中山白	20	5, 087	5, 041	自山市は、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査において、水田台帳と 19 年度に実施した「耕作放棄地実態調査」(耕作放棄地全体調査の前身の調査)の結果を基に耕作放棄地と思われる農地について現地調査を行っている。 (注) 平成 20 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、自山市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
遭 橋 田 高 高 市	5,695	5,695	5,688	岡崎市は、平成 20 年度及び 21 年度に耕作放棄地全体調査を実施しているものの、その実施面積については、農用地区域内農地(20 年度は 2,601ha、21 年度は 2,551ha)以 Mの開地の正建送目仕的に性からまた、いいによってより、正正の世代は新地へ
				クトンノ戻地ソフ囲頃クル共体的に付たてさない、トイススにめる。また、十以 22 年及レク析「F/X来地主体調査では、市街化区域内農地を調査範囲から除外している。
西尾市	3, 174	3, 164	3, 138	
田原市	6,990	6,988	7, 163	

四日市市	25.7	4, 965	3, 499	四日市市は、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査については、現地調査の実施に要する要員や費用、時間等の負担が多大であるとして、同じ 20 年度に実施していた「耕作放棄地再生利用推進事業」(同事業は耕作放棄地の発生が多数みられる重点的地域 (25. Tha)を対象として実施)による調査結果 (2. 1ha の耕作放棄地を把握)を三重県に報告したことをもって現地調査の実施に代えている。 (注) 四日市市では、「耕作放棄地再生利用推進事業」で調査した農地のほかに、他の調査のデータや航空写真の活用等により状況を確認している農地が存在するが、その面積は具体的に特定できないとしている。 また、平成 21 年度の耕作放棄地全体調査では、現況の航空写真と既存の遊休農地地番ぎた、平成 21 年度の耕作放棄地全体調査では、現況の航空写真と既存の遊休農地地番ブータ (16 年度に実施した「四日市市農業再生事業農地有効活用調査」(地権者へのアンケート調査) 結果)との突合を行って耕作放棄地を確認しており、航空写真では耕作放棄地かどうか分からない場合は現地調査を行っている (72ha の耕作放棄地を把握)。 さらに、平成 22 年度の耕作放棄地全体調査では、21 年度の調査結果を基に、農用地区域内農地について現地調査を行っている (156ha の耕作放棄地を把握)。
伊賀市	907	756	163	伊賀市は、平成21年度の耕作放棄地全体調査において、現地調査には多大な労力を要するためとして、20年度の同調査で把握した耕作放棄地のうち「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地」又は「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地」と区分されたものを中心に現況確認を行っている。また、平成22年度は、21年度の耕作放棄地全体調査で「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地」又は「草刈り等では直ちに耕作することが可能な土地」又は「草刈り等では直ちに耕作することが可能な土地」又は「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地」と区分されたものであって、かつ農用地区域内農地であるものを中心に現況確認を行っている。 (注) 平成21年度及び22年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、伊賀市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
広島市	1.8	1.5	5.0	広島市は、市内全ての農地を現地調査することは物理的にも不可能であるためとして、 問題があると農業委員が判断した農地及び農地ペトロールで耕作放棄が認められた農地 について現地調査を行っている(平成 20 年度は、管内農地面積 4, 118ha のうち 1.8ha を 調査)。

				(注) 平成 20 年度から 22 年度までの耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、広島市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
梅山市	2,414	2,411	3, 644	平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査では、農用地区域内農地を対象に現地調査を行っている。 (注) 平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、福山市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
東広島市	209	596	71	東広島市は、市内全ての農地を現地調査することは物理的にも不可能であるためとして、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査では、問題があると農業委員が判断した農地及び農地ペトロールで耕作放棄地全体調査では、間題があると農業委員が判断した農地及び農地ペトロールで耕作放棄地全体調査では、20 年度の同調査で対象とした農地とその周辺の農地について現地調査を行っている。 (注) 平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行っている。 とおり現地調査を行っている。 とおり現地調査を行っている。 とおり現地調査を行っている。 とおり現地調査を行っている。 とおり現地調査を行っている。 でデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。 平成 22 年度については、農地法第 30 条第 1 項の規定に基づく「農地の利用の状況についての調査」において 21 年度の耕作放棄地全体調査で対象とした農地の現況確認を行っている。 平成 22 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査で対象とした農地の現況確認を行っている。
中中	303	303	1,714	地区域内農地を中心に現地調査を行っている。 (注) 平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、廿日市市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
高松市さぬき市	8,818	8, 764	8, 717 3, 147	

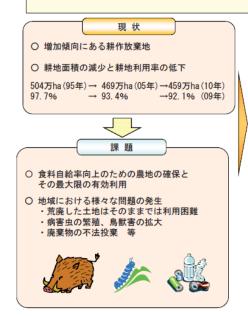
三豊市	7,815	7,804	7, 762	平成 22 年度の耕作放棄地全体調査では、粟島及び志々島にある農地の現地調査を行っていない。
超岡中	29	455	2,442	福岡市は、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査において、19 年度の農地パトロールで把握した「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な耕作放棄地」について現況確認を行っている。また、平成 21 年度の耕作放棄地全体調査では、20 年度の同調査で対象とした耕作放棄地に加え、航空写真を基に「森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる耕作放棄地」を特定し現況確認を行っている。 (注) 平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行ったいる。 とおり現況確認を行ったいる。 は)平成 20 年度及び 21 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現況確認を行った面積であり、福岡市では、現況確認以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は1月には、1月1年にいるが、その面積に1月1月に対に発売できたいとしている。
大牟田市	∞	1, 358	1,343	大牟田市は、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査については、担当課において、生産調整、農業者戸別所得補償、中山間地域等直接支払等ほかに優先して実施すべき業務があり、同調査の実施に必要な調査対象農地の地番一覧表、地区別の農用地図面等の作成・準備に要員を割り振ることができなかったとして、現地調査は農用地区域内の水田 8 ha について行った。 (注) 平成 20 年度の耕作放棄地全体調査の実施面積については、上記のとおり現地調査を行った面積であり、大牟田市では、現地調査以外にも他の調査のデータや航空写真の活用等により市内の農地の状況を確認しているが、その面積は具体的に特定できないとしている。
人留米市	9, 137	9, 137	9, 137	
行橋市	2,626	2,626	2,626	
朝倉市	5,639	5,639	5,996	
糸島市	5,829	5,829	5,829	

(注) 1 当省の調査結果による。

耕作放棄地全体調査の調査対象に関して、①現地調査時に作付けがされていなくても、作付けが予定されているもの(農作物の共済加入農地、調整水田等の不作付地、土 (平成18年1月6日付け17農振第1477号農林水産省経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官連名通知) に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記された記録が 地改良通年施行対象農地)、②農地基本台帳上、既に森林・原野化している土地に区分されているもの(「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」 あるもの)及び③採草放牧地については、原則として調査対象外とされている(農林水産省「耕作放棄地全体調査質疑応答集」等)。

平成24年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

〇荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。



〇耕作放棄地再生利用交付金

- ① 再生利用活動
- ア再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援
 - ・定額支援【5万円/10a】又は重機を用いて行う等の場合【1/2等】
 - ・土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
- イ 営農定着※【2.5万円/10a】※「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外
- ウ経営展開経営相談、実証は場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】
- ② 施設等補完整備
 - ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
 - ·小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動 を対象として支援【定額】

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。



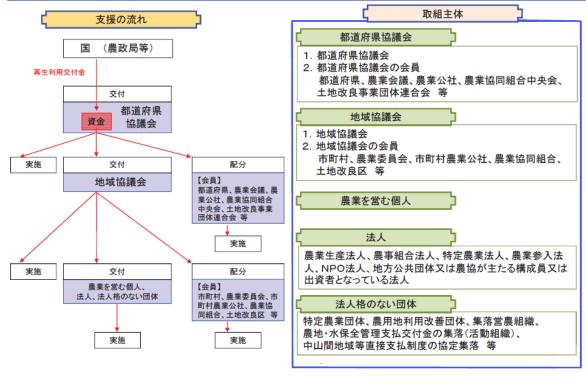








耕作放棄地再生利用緊急対策の実施体制



(注)農林水産省の資料による。

表 1-(2)-(4) 調査した 19 地域耕作放棄地対策協議会における耕作放棄地再生利用交付金に係る事業 の実施状況

14 →	交付金	執行額	古米の中体がよい。四四、四上
協議会名	平成 21 年度	22 年度	事業の実績がない原因・理由
北広島市耕作放棄地 対策協議会	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】 耕作放棄地再生利用交付金を利用したいと の意向を持っている農業者はいるものの、自己 負担分の資金確保のめどが立たず利用するま でに至っていないこと。 また、再生利用する耕作放棄地のみならず、 その周辺の暗渠等の整備を行わなければ当該 耕作放棄地を利用できないことが多いため、関 係者の協力を得ることと当該整備に要する費 用の確保が課題であること。
秋田市農業再生協議会	157, 325	911, 500	
大館市農業再生協議会	524, 550	1, 183, 033	
川越地域耕作放棄地 対策協議会	66, 000	0	【平成22年度に事業の実績がない原因・理由】 平成22年度に2地区における1万2,566㎡ の耕作放棄地の再生利用を計画していたが、地 権者の同意が得られなかったことや、当該土地 の借受人が耕作放棄地再生利用交付金を利用 せずに自ら耕作することにしたことから、事業 の実施に至らなかったため。
熊谷市耕作放棄地 対策協議会	1, 344, 250	4, 351, 703	
金沢市農業の担い手づくり 支援協議会	4, 005, 000	1, 428, 540	
白山市耕作放棄地 対策協議会	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】 白山市の耕作放棄地は山間部に多く小規模 区画農地が連坦しているため、再生利用しよう としても全地権者の同意を得ることが困難で あることと、再生利用に要する費用についても 地元負担の同意を得ることが困難であること。
豊橋市耕作放棄地 対策協議会	415,000	374, 862	
田原市担い手育成 総合支援協議会	18, 327, 900	57, 040, 500	
四日市市農業担い手 育成総合支援協議会	190,000	711, 500	
伊賀市耕作放棄地 対策協議会	2, 162, 000	2, 071, 510	
高槻市遊休農地対策本部	_	0	
富田林市遊休農地 対策協議会	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】 耕作放棄地再生利用交付金を利用しようと しても農業者が自己負担分を負担できないこ とや、そもそも荒廃した耕作放棄地に多額の費 用を掛けてまで再生して利用しようとする需 要がないこと。
広島市地域耕作放棄地	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】

対策協議会			広島市独自の遊休農地の活用施策を実施しており、限られた予算及び人員の中で、より現実的で効果が高いと考えられる同市の施策を優先的に実施していること。
東広島市担い手育成 総合支援協議会	4, 062, 500	285, 000	
高松市担い手育成 総合支援協議会	275, 000	519, 860	
さぬき市担い手育成 総合支援協議会	402, 150	226, 680	
久留米市耕作放棄地 対策協議会	1, 664, 172	2, 330, 377	
行橋市耕作放棄地 対策協議会	0	0	【事業の実績が全くない原因・理由】 「行橋市地域水田農業推進協議会」の会合等で、地元の農業協同組合、農事組合、農業共済組合等に対して耕作放棄地再生利用交付金について周知したものの、十分に浸透していなかったのではないかと考えられること。また、耕作放棄地再生利用交付金に関する相談の際に、農家から「交付対象が農用地区域内農地に限定されている」、「再生作業に対する交付額が10a当たり5万円しかない」、「交付申請書の作成が煩雑である」などの相談が寄せられており、耕作放棄地再生利用交付金の利用を検討したものの結局断念した農家も多いのではないかと考えられること。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 高槻市遊休農地対策本部は、平成22年8月に設置されている。

また、高槻市遊休農地対策本部では、平成 22 年度に耕作放棄地再生利用交付金に係る事業に着手しているが、 当該事業の完了が 23 年度であったため、22 年度の同交付金の執行額は「0」となっている(23 年度の同交付金の執行額は 7,693,800 円)。